

平成27年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

目次

第1部 海洋のこの1年	2
1 第13回シャングリラ・ダイアログにおける安倍総理の基調演説	2
2 久米島沖に国内最大のチムニー群を発見～有望な海底熱水鉱床の存在を確認	3
3 海岸法の一部を改正する法律	5
4 小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船問題	6
5 太平洋の海洋酸性化	8
6 海洋法に関する国際シンポジウム「アジアの海における法の支配」	9
7 APEC プロジェクト「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」の開催	10
8 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の改正	11
9 第20回「海の日」特別行事	13
10 西之島の火山活動	15
第2部 海洋に関して講じた施策	17
1 海洋資源の開発及び利用の推進	17
2 海洋環境の保全等	21
3 排他的経済水域等の開発等の推進	26
4 海上輸送の確保	27
5 海洋の安全の確保	30
6 海洋調査の推進	36
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	38
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	42
9 沿岸域の総合的管理	46
10 離島の保全等	49
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	52
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	57
参考資料	61

第1部 海洋のこの1年

平成26年度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

1 第13回シャングリラ・ダイアローグにおける安倍総理の基調演説

(1) 概要

平成26年5月30日、安倍総理大臣は、シンガポールにおいて開催された第13回アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)において基調演説を行い、「海における法の支配の三原則」を提唱したほか、ASEAN諸国自身の海を守る取組を日本としてシームレスに支援する決意を表明しました。



演説をする安倍内閣総理大臣

(2) 安倍総理の基調演説「アジアの平和と安定よ永遠なれ」

安倍総理は、世界の成長センターたるアジア太平洋地域が、その潜在力を十分に発揮し、平和と安定を確固たるものにするためにも、「法の支配」が特に重要であることを強調しました。主要なポイントは以下のとおりです。

- ・ 海における「法の支配」の徹底の観点から、「海における法の支配の三原則」(①国家は法に基づいて主張をなすべし、②主張を通すために力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべき)を提唱しました。また、南シナ海情勢に関して、2002年の行動宣言(DOC)の精神と規定に立ち返りつつ、関係国が一方的行動をとらないよう約束すべきと提案。さらに、日中両国が合意した不測の事態回避のための連絡メカニズムを実施に移すべく中国側に呼びかけました。
- ・ 日本として、ODAの戦略的活用(巡視艇供与、専門家派遣等)、自衛隊による能力構築支援、防衛装備協力を組み合



基調演説の様子

わせ、海を守るための ASEAN 諸国自身の能力をシームレスに支援していくことを表明しました。

- ・ 日本自身の取組として「積極的平和主義」と「安保法制の再構築」の検討状況について説明したほか、開発援助、平和構築、女性支援、人的交流等、様々な分野での日本の取組に触れつつ、日本の平和国家としての歩みは決して揺るがないこと、日本は地域のパートナーとともに「平和と繁栄への道」を歩んでいくことを明言しました。

2 久米島沖に国内最大のチムニー群を発見～有望な海底熱水鉱床の存在を確認

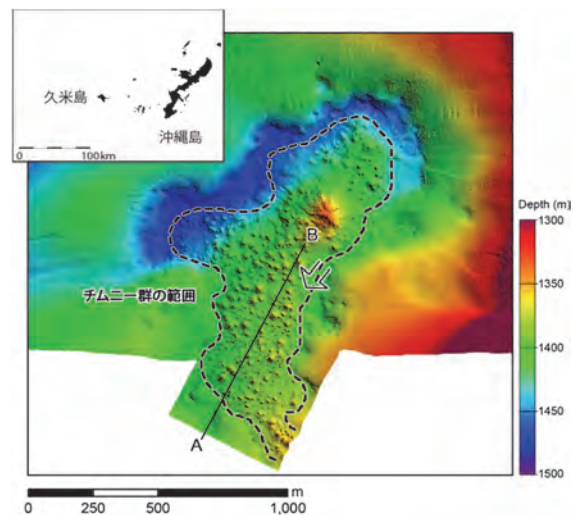
海上保安庁は平成 26 年 6 月に沖縄県久米島沖において、測量船「拓洋」搭載の自律型潜水調査機器 (AUV)「ごんどう」による調査を実施した結果、水深約 1,400m の海底に、これまで日本周辺で知られている中では最も規模の大きなチムニー群を発見しました。

AUV「ごんどう」により調査した結果、久米島沖の水深約 1,400m の海底において尖塔状の地形を多数発見しました。尖塔状の地形で最も高いものは周囲の海底から 20m 以上あります。

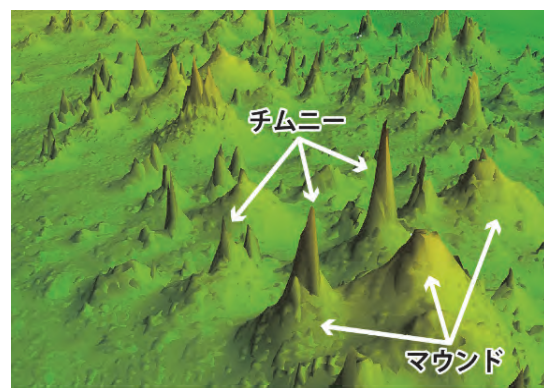
AUV「ごんどう」により得られたデータからは、尖塔状地形の先端からの湧出物を示す記録が得られ、急激な水温の上昇も観測されていることから、この尖塔状の地形は熱水を噴出しているチムニーであることがわかります。

チムニー群はおよそ 1,500m×300m の広大な範囲 (面積約 0.45km²: 東京ドーム約 10 個分) に分布しており、これまでに日本周辺の海底で発見されているチムニー群の中では、最も規模が大きいものです。チムニーの周囲には高さ 10m 程度の高まり (マウンド) も多数認められ、これらも熱水活動により形成された熱水マウンドと推定されます。

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構



AUV「ごんどう」による海底地形図 (平面図)



北東からチムニー群を見た海底地形図 (鳥瞰図)。起伏の拡大率 1 倍。

(JOGMEC)では、この沖縄県久米島沖の鉱床存在域(「ごんどうサイト」と仮称)について平成26年10月に海上保安庁からの調査データの提供を受け、同年11月に民間調査船を活用し、遠隔操作無人探査機(ROV)を用いた海底観察と試料採取を実施しました。

同サイトでのチムニーやその倒壊物、マウンドの裾野の沈殿物等で鉱石を採取し、6試料(重量計2kg)の金属含有率(鉱石品位)の分析を行いました(下表)。平均値は銅13.0%、鉛5.2%、亜鉛12.3%、金1.7g/t、銀326.0g/tであり、銅の品位が高いことが特徴です。

本鉱床の水平的な広がりや鉱石品位は、JOGMECが調査を継続している伊是名海穴「Hakureiサイト」や伊平屋小海嶺周辺「野甫サイト」の鉱床に匹敵するものと期待されます。今後、JOGMECは、ボーリング調査等を行い、資源量を評価する予定です。

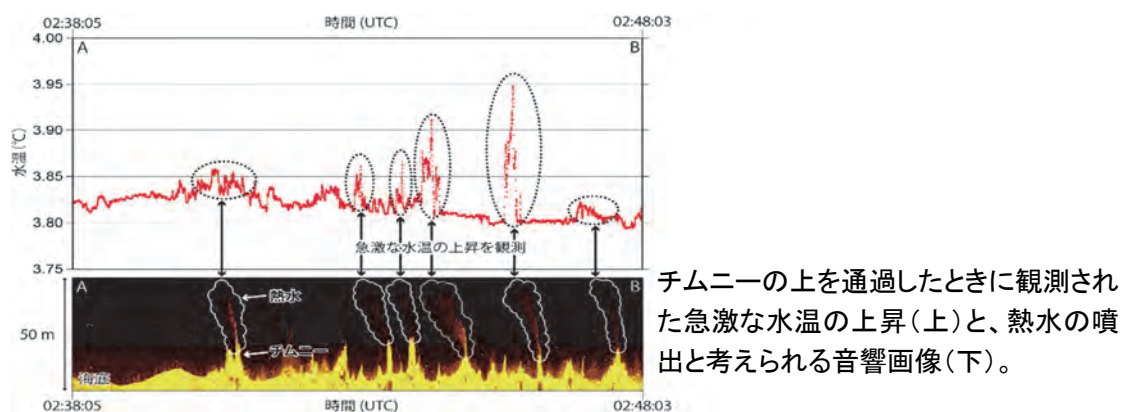
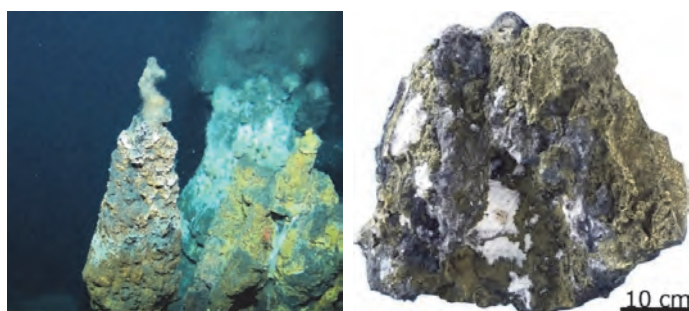


表 久米島沖「ごんどうサイト」で採取した鉱石の品位分析結果

試料	銅(%)	鉛(%)	亜鉛(%)	金(g/t)	銀(g/t)
鉱石①	4.8	15.0	36.8	3.6	820.0
鉱石②	21.1	0.4	0.8	1.1	88.0
鉱石③	26.4	0.5	1.0	0.3	80.0
鉱石④	13.4	2.3	6.7	0.5	141.0
鉱石⑤	1.1	9.9	18.5	1.6	384.0
鉱石⑥	11.0	3.1	10.2	3.3	443.0
平均	13.0	5.2	12.3	1.7	326.0

(分析所: ALS Canada Ltd.)



「ごんどうサイト」で確認したチムニー(左)と鉱石(右)

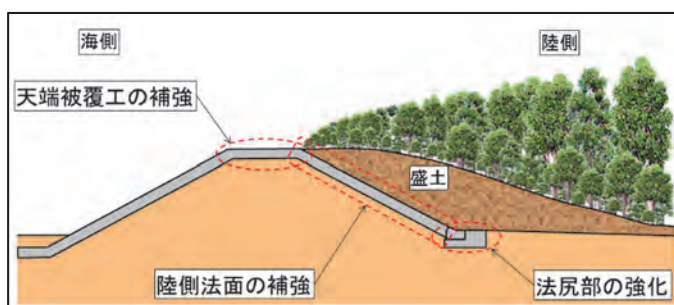
3 海岸法の一部を改正する法律

今後 30 年以内の発生確率が 70%と切迫する南海トラフの地震による大規模な津波等に備え、海岸の防災・減災対策を強化するとともに、高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化に対応し、海岸の適切な維持管理を推進するため、平成 26 年 6 月に海岸法を 15 年ぶりに改正しました。改正のポイントは以下の通りです。

(1) 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が壊れ、背後地に甚大な被害が発生しました。東日本大震災以降、海岸保全施設の整備に当たっては、比較的発生頻度の高い津波を対象に防護することを基本としています。一方で、設計津波を超える津波に対しては、海岸保全施設の効果が粘り強く発揮できる減災機能を有する構造とすることとなり、今回の改正では施設と一体的に設置された根固工又は樹林(「緑の防潮堤」)等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付け、津波、高潮等に対する減災対策をより一層推進することとしました。

また、関係者が、海岸の防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うための協議会を組織することができることとしました。



減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけ

(2) 水門・陸閘等の操作規則の策定等

東日本大震災で、水門等の操作に関係していた多数の方が犠牲になったことを踏まえ、施設管理者に、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けました。また、災害時に障害物があり陸閘閉鎖できない場合などに、海岸管理者が障害物の処分等を行う緊急措置等の規定を整備しました。



水門・陸閘等の操作規則の策定

(3) 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

今後、急速な老朽化が見込まれる海岸保全施設を良好な状態に保つよう、海岸管理者の海岸保全施設に係る維持・修繕の責務を法律上明確化するとともに、計画的に点検とその結果を踏まえた的確な修繕を行う等の予防保全の観点に立った維持・修繕の基準を策定しま



海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

した。

(4)座礁船舶の撤去命令

これまで、海岸保全区域内の海域に座礁した船舶を放置等された場合に、海岸管理者は撤去等の命令ができませんでしたが、座礁した船舶が海岸保全施設を損傷するおそれがある場合等は、船舶所有者に対し、船舶の撤去等を命令することができることとしました。



座礁船舶の撤去命令

(5)海岸協力団体制度の創設

近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施しています。地域の実情に応じた海岸管理の充実を図るため、海岸保全に資する清掃、植栽、希少な動植物の保護等の様々な活動を自発的に行い、海岸管理を適正かつ確実にを行う法人・団体を海岸管理者が海岸協力団体として指定することができることとしました。



海岸協力団体制度の創設(左:ウミガメの放流、右:地域との協働による海岸清掃)

4 小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船問題

アカサンゴ等のいわゆる「宝石サンゴ」は、暖かい海の浅所でサンゴ礁を形成する造礁サンゴとは異なり、水深 200m前後の深海に生息する極めて成長が遅い(肥大成長速度:0.2~0.3mm/1年)希少種で、仏教の七宝の一つとされたとおり、古くから鉱物の宝石や貴金属と同様に扱われてきました。

我が国では、都県知事もしくは漁業調整委員会の管理の下で宝石サンゴは採捕さ



海底の赤サンゴ群体(幅約 25cm、高さ約 20cm)
(水産庁提供)

れていますが、外国船舶による採捕は、領海・排他的経済水域とも認められていません。

しかしながら、沖縄や九州の海域では、数年前から中国船による宝石サンゴの密漁が問題となっており、特に平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島周辺海域において、宝石サンゴを狙う中国船が急激に増加し、10 月 30 日には 212 隻を確認するに至りました。こ



取締船による排除活動(水産庁提供)

のため、水産庁及び海上保安庁は、大型の取締船・巡視船や航空機を現場海域へ集中的に投入し、東京都とも連携しながら、違法操業等の取締りを強化しました。

一方、外国漁船の密漁に対する抑止効果を最大限に高めるため、外国漁船の違法操業等に対する罰金を大幅に引き上げる改正法(議員立法)が、11 月 19 日に成立し、12 月 7 日に施行されました(下表)。

また、12 月に開催された「第 15 回日中漁業共同委員会」においては、相互入漁の操業条件や暫定措置水域の資源管理措置等の通常の議論に加えて、本件問題に関する議論がなされ、中国サンゴ船の不法採捕根絶のため、両国が継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰等あらゆる措置を強化することとし、日中当局間の連絡体制(ホットライン)の構築や、密漁されたサンゴの流通ルートの解明等につき、両国で連携・協力して取り組むことに合意しました。

その後、小笠原諸島周辺海域において、宝石サンゴを狙う中国船は、11 月下旬以降ほとんど確認されなくなり、平成 27 年 1 月 23 日以降は確認されていません。

表 罰金改正内容

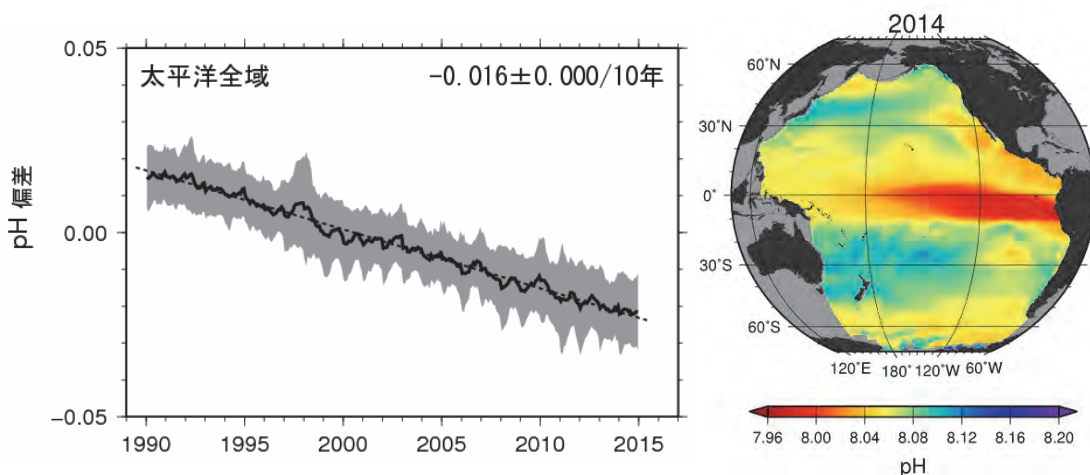
根拠法令	違反行為	罰 則
【領海内】 外国人漁業の規制に関する法律	領海内操業(※3)	3年以下の懲役又は400万円以下の罰金 ↓ 3年以下の懲役又は3,000万円(※1)以下の罰金
	立入検査の忌避	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ↓ 6月以下の懲役又は300万円(※2)以下の罰金
【EEZ内】 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	我が国EEZ内における無許可操業及び禁止海域内操業(※3)	1,000万円以下の罰金 ↓ 3,000万円(※1)以下の罰金
	立入検査の忌避	30万円以下の罰金 ↓ 300万円(※2)以下の罰金

※1 個人に対する罰金刑の最高額は3,000万円以下(銃刀法、武器等製造法等)
 ※2 検査忌避に係る罰金の最高額は300万円以下(銀行法に基づく立入検査)
 ※3 漁獲物、漁船等は没収し、又はその価格を追徴することができることとなっている。

5 太平洋の海洋酸性化

海洋は、産業活動によって大気中に排出された二酸化炭素の約 3 割を吸収し、地球温暖化の進行を緩和する働きをしてきたと考えられています。その一方で、海洋に二酸化炭素が蓄積されるにつれ、もともと弱アルカリ性を示す海水が次第に酸性側に変化する(水素イオン濃度指数(pH)が低下する)、「海洋酸性化」と呼ばれる現象が世界規模で進行していることがわかってきました。海洋酸性化については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書や、世界気象機関(WMO)温室効果ガス年報でも報告され、「もうひとつの二酸化炭素問題」とも呼ばれています。

気象庁では、海洋酸性化の実態を把握するため、気象庁観測船による日本南方の東経 137 度線における pH の観測結果を発表してきました。今回、新たに当庁および国内外の機関による観測データをとりまとめ、1990 年以降の太平洋域の海洋酸性化について解析を行いました。その結果、太平洋全域の pH は、1990 年から 2014 年までの 25 年間に約 0.04(10 年あたり 0.016)低下しており、海洋酸性化が進行していることを平成 26 年 11 月に気象庁ホームページで公開しました(図)。IPCC 第5次評価報告書によると、産業革命前(1750 年)から現代にかけて pH が世界中の海洋平均でおよそ 0.1 低下し、また、今後大気中の二酸化炭素がさらに増え、海洋に溶け込むことにより、今世紀末までに pH はさらに 0.065~0.31 低下すると予測されています。今回の解析結果より、太平洋における近年の海洋酸性化は過去 250 年間ににおける進行速度よりも速く、予測されている今世紀末までの進行速度と同程度であることが分かりました。海洋酸性化は、生態系に影響を及ぼし、また海洋が二酸化炭素を吸収する能力を低下させる恐れがあ



左図: 太平洋全域における表面海水の水素イオン濃度指数(pH)偏差の長期変化
年平均値は 1990 年から 2010 年までの平均。

図中右上の数字は 10 年あたりの pH の変化率(減少率)を示します。

右図: 2014 年の太平洋表面海水の pH 分布図

色が暖色系であるほど pH の数値が低いことを示しています。

ることが指摘されており、持続的な海洋観測による海洋酸性化の実態解明は重要な課題となっています。

気象庁では、海洋による二酸化炭素吸収量のほか、海洋内部の水温変化など地球環境に関連した情報を気象庁ホームページ「海洋の健康診断表[※]」により公開しています。

6 海洋法に関する国際シンポジウム「アジアの海における法の支配」

(1) シンポジウム概要

平成27年2月12日及び13日、外務省は、東京(三田共用会議所講堂)において、海洋法に関する国際シンポジウム「アジアの海における法の支配－平和と安定への航海図－」を開催しました。柳井俊二国際海洋法裁判所裁判官(前同裁判所所長)が基調講演を行ったほか、国外(英、仏、伊、中国及びベトナム)及び国内から海洋法研究者及び実務家がパネリストとして出席しました。また、在京外交団、政府関係者、研究者、学生ら延べ290人余が参加しました。



基調講演者及びパネリスト



会場の様子

(2) 背景と目的

近年、アジアの海では国家間で摩擦や緊張が高まる事例が増え、国際社会も大きな関心をもって注視しています。安倍総理は、昨年5月の第13回アジア安全保障会議において、「海における法の支配」三原則を提唱し、(ア)国家は法に基づいて主張をなすべきこと、(イ)主張を通すために、力や、威圧を用いないこと、及び(ウ)紛争解決には、平和的収拾を徹底すべきことを呼びかけました。

本シンポジウムは、この三原則を踏まえ、アジアにおいて国連海洋法条約(UNCLOS)を中心とする「海における法の支配」につき共通の理解を醸成するため、国際的・学術的な議論の場を提供したものです。

[※]「海洋の健康診断表」 <http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

(3)岸田外務大臣開会の辞

岸田文雄外務大臣は、開会の辞において、アジアの海の平和と安定のために、UNCLOSを中心とする海洋法に基づく「法の支配」を、諸国間の共通の航海図とすることが必要であると強調しました。



挨拶をする岸田外務大臣

7 APEC プロジェクト「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」の開催

平成 27 年 5 月 9 日に、フィリピンのボラカイにおいて、日本提案の APEC プロジェクト「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」が開催されました。

(1)APEC プロジェクトとは

APEC プロジェクトとは、APEC の首脳会議や各種大臣会合と並行して取り組まれる、実質的な協力プログラムです。各メンバー国の関係機関がプロジェクトの案(国際会議やセミナー、共同調査の実施等)を申請し、メンバー国の承認、事務局の厳しい審査等を経たものに対して、APEC 基金より資金が提供されます。

(2)申請の背景と結果

内閣官房総合海洋政策本部事務局は、日本の海洋分野における取組みや貢献を対外的に示すべく、海洋環境変化への適応、食糧安全保障、海洋関連経済活動への影響軽減をテーマとしたワークショップを提案したところ、メンバー国の強い支持を得て、APEC 基金が開催資金を全額提供する唯一の案件として採用されました。日本初の、海洋分野における APEC プロジェクトの提案であり、総合海洋政策本部事務局にとっても新たな試みでした。

なお本プロジェクトは、昨年 11 月に北京で開催された 2014 年 APEC 首脳会議の一連の採択文書の一つである閣僚宣言本文にも歓迎の意が明記されました。

(3)ワークショップにおける議論の成果

ワークショップでは、各国の著名な研究者、政府高官等による講演やパネルディスカッションが行われ、気候変動が及ぼす海洋環境の変化に社会的・経済的に対処するためには、科学的根拠と戦略的政策を統合し、一貫した政策として実施することの重要性が強調されました。参加者からは、気候変動が及ぼす海洋環境について、科学と政策

立案を融合して対策に取り組んだ初めての大規模な国際会議と評価されました。

今回のワークショップを通じた国際貢献は、海洋基本計画が掲げる「海洋を通じたアジア太平洋諸国との国際的な連携強化」であり、「海洋環境や気候変動等の全地球的課題解決の取組を通じて世界を主導」する「海洋立国日本の目指すべき姿」の具体例となりました。



ワークショップの会場風景

8 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の改正

世界有数の管轄海域を有する我が国の主権的権利や管轄権等の権利・義務等を行使するための重要な根拠となっている「離島」の保全・管理を的確に行うための指針となる「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部において策定されました。これまで、基本方針に基づき、関係省庁と緊密な連携を図りながら、政府一体となって、各種施策に取り組んでまいりました。

その後、基本方針の策定から概ね 5 年が経過し、我が国の主権及び主権的権利を巡る状況が大きく変化していること、平成 25 年 12 月に「国家安全保障戦略」が閣議決定されたこと、平成 26 年 6 月に「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」の最終提言がとりまとめられたこと等を踏まえて、平成 27 年 6 月、基本方針の改正を行いました。改正のポイントは以下の通りです。

(1) 離島の役割の追加

海洋管理のための離島の役割及びそれを機能させるための施策の基本的な考え方について、我が国の管轄海域の根拠等 5 つに集約しております。これら 5 つの離島の役割の 1 つとして、「我が国の領域保全や管轄海域の管理に果たす役割」を明記することとしました。

(2) 離島の保全・管理に関する施策の整理

(1)の5つの離島の役割を適切に機能させるための施策について、これまでの各省における施策の取組状況を踏まえた整理を行うとともに、今後新たに取り組む施策を追加することにより整理を行っております。基本方針に新たに位置づけられた施策の概要は以下の通りです。

①我が国の管轄海域の根拠となる離島の安定的な保全・管理

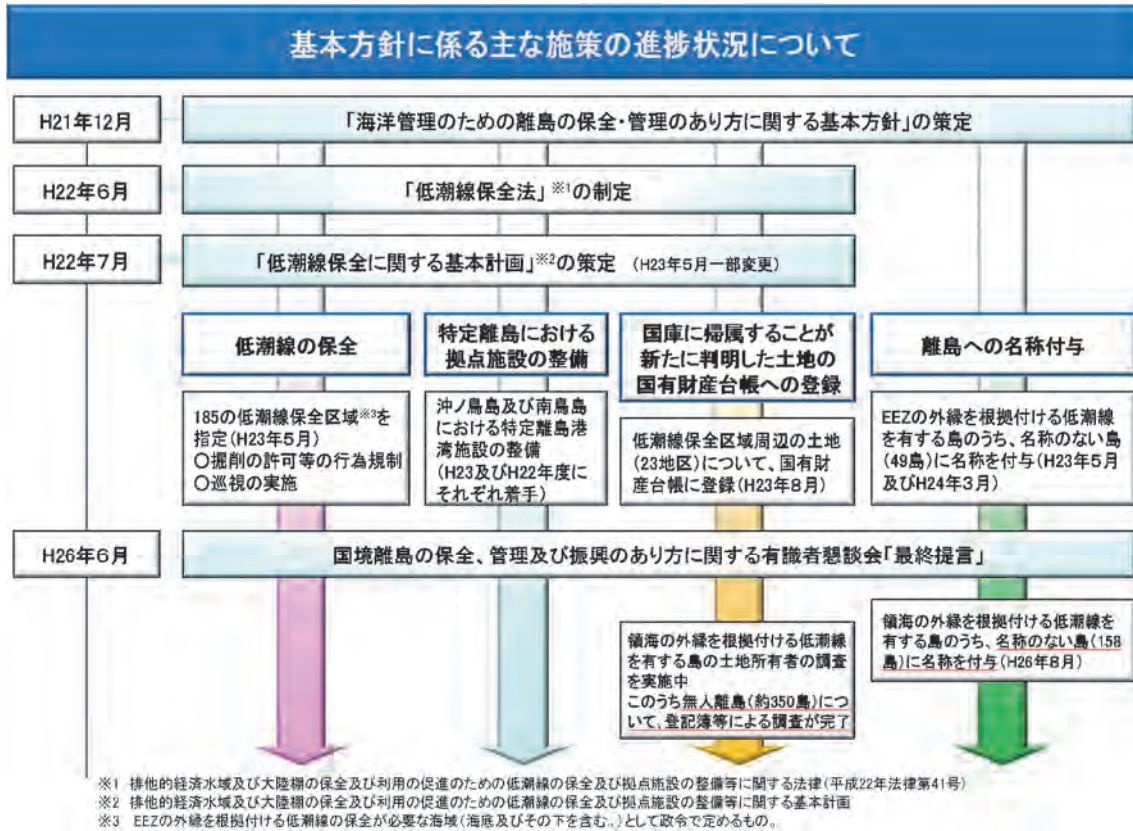
- ・ 国庫に帰属することが新たに判明した土地の国有財産としての登録等
- ・ 衛星や航空機等による最新の観測技術等を活用した監視・状況把握の強化
- ・ 低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づく、低潮線を変更させる行為の規制等の推進

②我が国の領域保全や管轄海域の管理

- ・ 隙のない海上保安体制の構築
- ・ 尖閣領海警備専従体制の確立
- ・ 南西諸島を含む島嶼部の防衛態勢強化

③海洋における様々な活動を支援・促進する拠点となる離島の保全・管理

- ・ 沖ノ鳥島及び南鳥島における特定離島港湾施設の整備及び管理体制の構築等



離島の基本方針に係る主な施策の進捗状況

- ④生物多様性を支え、生態系サービスを提供する離島及び周辺海域の保全・管理
 - ・ 海洋生物多様性保全戦略(平成 23 年 3 月策定)を踏まえた海洋保護区の設定の推進
- ⑤国民等に対する普及啓発
 - ・ 離島の重要性、保全管理の必要性のウェブサイト等を利用した積極的な情報発信
 - ・ 海洋に関する教育の推進

9 第 20 回「海の日」特別行事

海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う国民の祝日として定められた「海の日」が平成 27 年で 20 回を迎える記念すべき年であることを捉え、政府、地方公共団体、民間法人、大学等が連携し、第 20 回「海の日」特別行事を実施しました。

特別行事として、「総合開会式」及び国際シンポジウム「国際海事機関(IMO)世界海の日パラレルイベント2015」を開催するとともに、全国各地において「海」をテーマとする各種イベントが開催されました。

(1)総合開会式

平成 27 年 7 月 20 日(月・祝)に開催した総合開会式では、安倍総理大臣がスピーチを行い、自由で平和な海の確保のため日本によるリーダーシップの発揮の必要性や海洋開発技術者の育成に関する決意を表明しました。

- ・ 国際社会全体の平和と繁栄に不可欠な法の支配が貫徹する公共財として「海」を保つことにこそ、全ての者に共通する利益がある。「海に守られた国」から「海を守る国」へ。日本は、自由で平和な海の確保にリーダーシップを発揮しなければならない。
- ・ 海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進するため、産学官を挙げたコンソーシアム、「未来の海 パイオニア育成プロジェクト」を立ち上げ、現在 2,000 人程度とされる日本の海洋開発技術者の数を、2030 年までに 5 倍の 10,000 人程度に引き上げることを目指す。
- ・ 平成 27 年秋、日本の大学院に、世界で初となる海上保安政策の修士課程を新たに開設し、アジア各国から幹部候補を受け入れる。

これに引き続き、日本財団笹川陽平会長による挨拶がなされ、山谷海洋政策担当大臣(当時)による開会宣言によって、第 20 回「海の日」特別行事が幕を開けました。



総合開会式の様子

(2) 国際海事機関(IMO)世界海の日パラレルイベント 2015

IMO 世界海の日パラレルイベント 2015 は、IMO が定める「世界海の日」の理念に共感し日本では初めて招致したものです。

7月20日及び21日の2日間にわたり、「海事の教育及び訓練」をテーマとした国際シンポジウムを開催し、その結果を総括した『横浜宣言』をとりまとめました。『横浜宣言』では、より高度で技術的に複雑な船舶の運航に必要な基準を満たす、質の高い人材が十分に供給されるよう、海事教育・訓練を更に高度化すること等を表明しました。

(3) 全国各地における海をテーマとした各種イベント

第20回「海の日」特別行事の趣旨に賛同した実施主体が、特別行事の一環として、全国各地において「海」をテーマとした各種イベントを実施しました。(平成27年9月1日時点で95事業)



第20回「海の日」特別行事に関連する全国各地のイベント(左上: 7月26日 第9回ビーチライブ in 新潟、右上: 7月19日 ビーチスポーツフェスティバル in 京丹後、左下及び右下: 7月25日～7月31日 「海の日」×海のまち、魚のまちを「楽しみつくす」デザイン ひみまつり前夜祭「トタバローネ氷見」)

10 西之島の火山活動

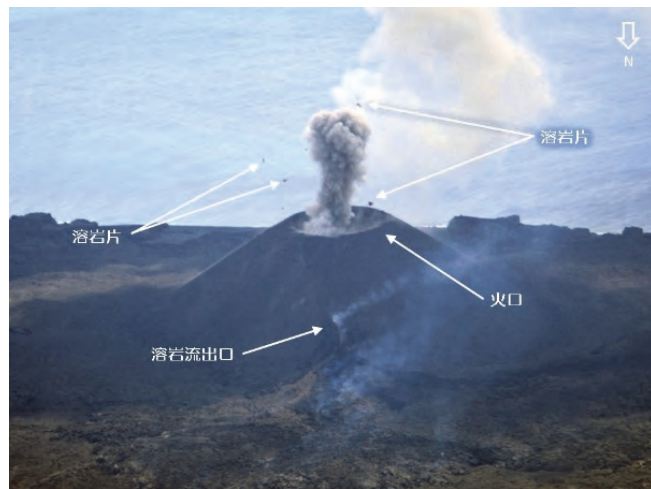
西之島は、本州から南に約1,000km、父島の西方約130kmに位置する無人島です。平成25年11月に40年ぶりに噴火が確認されて以来、現在も活発な噴火が継続しています。

海上保安庁では、航空機による西之島の火山活動状況の観測を継続して実施しており、西之島周辺での安全を確保するため、船舶に対して航行警報による注意喚起を行い、観測結果を公開するとともに火山噴火予知連絡会に報告しています。

気象庁では、噴火当日に「火口周辺警報(火口周辺危険)」を発表し警戒を呼び掛け、以後、火山噴火予知連絡会における評価を踏まえ、「火口周辺警報(入山危険)」に引き上げ、西之島の中心から概ね6km以内を警戒が必要な範囲としました。平成27年2月24日に「火口周辺警報(入山危険)」の警戒が必要な範囲を切り替え、現在、西之島の中心から概ね4km以内をその範囲としています。

国土地理院では、離島の保全・管理に資するため測量用航空機及びUAV(無人航空機)による西之島の空中写真撮影を実施し、現在の火口の位置、溶岩の流出状況等の西之島の現状を示す「地形判読図」を作成しました。

平成27年3月25日の観測結果では、西之島の陸地は噴火前の約11倍(東京ドームの約52個分)まで拡大しています。同島の拡大により周辺の領海及び西側の排他的経済水域(EEZ)が拡大する可能性が高まっていますが、領海及びEEZが拡大する範囲を確定するためには、火山活動が沈静化した後、測量を実施し、低潮線を海図に記載する作業が必要となります。



火口から噴煙と溶岩片を放出させる西之島の活動状況(平成27年3月25日)

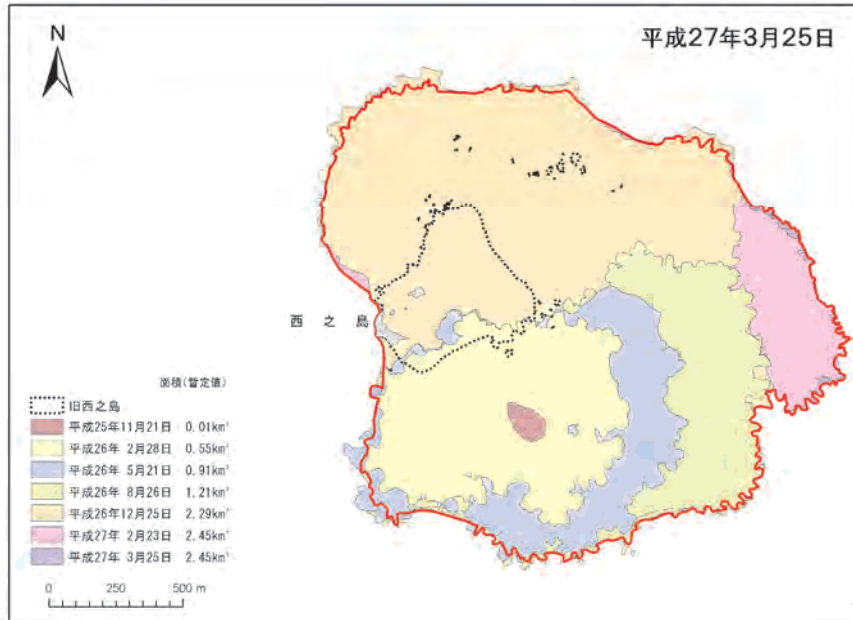


西之島の地形判読図

(国土地理院地図 <http://maps.gsi.go.jp/>)



西之島火山の活動状況(平成 27 年 3 月 25 日)
 溶岩流の流出により新たな陸地が大きく拡大し、噴火前に存在していた旧西之島をほとんど覆っている。



新たに形成された陸地部分の形状変化の様子
 赤線は平成 27 年 3 月 25 日現在の陸地の外縁

第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成26年度以降に実施した主な施策を記述します。

1 海洋資源の開発及び利用の推進

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定しました。平成26年度はこれらの計画に基づき、主に以下の施策を実施しました。(経産省)
 - ・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行っています。プロジェクト運営は「メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム」が中心となり、産学で構成される開発実施検討委員会での議論も踏まえて実施しています。(経産省)
 - ・ 平成26年度は、砂層型メタンハイドレートについては、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果を踏まえ、出砂や坑井内機器の不具合の原因究明や課題解決に向けた検討作業を実施しました。(経産省)
 - ・ 表層型メタンハイドレートについては、資源量を把握するため、日本海側にて広域的な分布調査等を実施しました。平成26年度の広域調査では、隠岐周辺、上越沖、秋田・山形沖、日高沖において新たに746箇所ของガスチムニー構造を確認しました(平成25年度と合わせ971箇所)。さらに、平成26年度は上越沖と秋田・山形沖においてガスチムニー構造を海底下100m程度まで掘削し、地質サンプルの取得等を行いました。(経産省)
 - ・ 石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」による探査については、平成26年度は西津軽沖、日高沖、秋田沖—山形沖、茨城沖海域において調査を実施しました。また、試掘調査実施海域の選定作業を行いました。(経産省)
 - ・ 海底熱水鉱床に関しては、十分な成果が得られた平成24年度までの開発計画第1期に続き、平成25年度から第2期に移行しました。平成26年度は、ここで新たに明らかになった課題等や改定された新しい基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を踏まえ、引き続き資源探査を行うとともに、採鉱・揚鉱技

術、選鉱・製錬技術の開発や環境影響調査等を進めています。(経産省)

- ・平成 26 年 12 月には沖縄本島北西沖(伊平屋小海嶺周辺「野甫サイト」)に、また平成 27 年 1 月には久米島沖(「ごんどうサイト」)に新たな海底熱水鉱床の存在を確認しました。これまで発見された中で最大規模の伊是名海穴サイトに鉱石品位やマウンド分布域の広がり等で匹敵し得るとされており、今後の詳細調査により資源量が把握される予定です。(第 1 部 2 参照)(経産省)
- ・レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施しました。(経産省)

(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進

- 洋上風力発電に関しては、平成 24 年以降、実証試験を行うための複数の洋上風力発電施設が設置されました。平成 24 年 6 月には、長崎県五島市栴島沖において、系統連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW 風車を搭載した小規模試験機(世界初となるハイブリッド・スパー型)を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集しました。これらの結果を踏まえ、平成 25 年 10 月から、国内初の商用スケール(2MW)の実証機の運転を開始し、環境影響、気象・海象への対応、安全性等に関する情報収集等を行っています。(環境省)
- また、平成 25 年 3 月に、沖合に設置される本格的な着床式風力発電システムとして我が国初のものとなる、2.4MW の風車(重力式基礎)が千葉県銚子市沖で運転開始し、さらに平成 25 年 6 月に、福岡県北九州市沖に 2MW 級の風車(重力・ジャケット併用式基礎)が運転開始され、各種情報収集を行っています。(経産省)
- 着床式洋上風力は、銚子沖と北九州沖に設置された実機により事業化に向けた必要なデータ取得が進められ、平成 26 年度から固定価格買取制度における価格設定(36 円/kWh)がなされました。(経産省)
- また、世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖において、平成 25 年 11 月に、2MW の浮体式洋上発電設備(セミサブ式)及び浮体式洋上変電設備(サブステーション)が設置され実証研究を開始しました。平成 27 年度以降、7MW 等 2 基を設置する予定であり、世界最大の浮体式洋上ウインドファームの実証事業が行われます。更に、浮体式の低コスト化に向けて、軽量の浮体、風車、低コストな係留等の施工技術等の実証を行っていく予定です。(経産省)
- これらの洋上風力発電の研究開発の実施等により、魚類・鳥類などに対する環境影響評価手法等の検証も行っていきます。また、港湾への洋上風力発電の導入の円滑化に向け、平成 26 年 1 月に「港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会(委員長:牛山泉足利工業大学学長)」を設置し、発電施設の構造安定や港湾を利用する船舶航行の安全の確保等について検

討を進め、平成 27 年 3 月 26 日、かかる検討の成果を「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」としてとりまとめ、公表しました。(国交省、経産省、環境省)

- 平成 26 年度末までに、稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港及び御前崎港において風力発電の導入可能区域が港湾計画に位置付けられており、既に、むつ小川原港、能代港、秋田港及び鹿島港においては、事業予定者が選定されています。(国交省)
- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、平成 23 年度以降、19 件の実証研究や要素技術開発を行っています。また、これら浮体式・水中浮遊式発電施設に関する安全・環境ガイドラインの策定を行っています。(内閣府、経産省、環境省、国交省)
- 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」(平成 24 年 5 月総合海洋政策本部決定)を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を行った結果、7 県 11 海域の提案があり、このうち、平成 27 年 4 月までに、5 県 7 海域が実証フィールドとして選定されました。(内閣官房)

(3)水産資源の保存管理

- 水産資源の保存・管理の分野では、平成 26 年度も引き続き以下の施策を実施しています。
 - ・ 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。(農水省)
 - ・ 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TAC の設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的な TAC 管理を通じて資源管理を推進しました。また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、漁業資源の保全と経営の安定化を図りました。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援しました。(農水省)
 - ・ ウナギについては、近年沿岸に来遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するため

の協議を行い、池入れ数量を制限することとなりました。また、日本国内では、平成 26 年 11 月には、内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の届出制を導入し、平成 27 年 6 月からは農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として許可制に移行し、池入れ数量の管理を行っています。さらに、産卵のために川を下る親ウナギの保護やシラスウナギの採捕期間の短縮といった資源管理の取組について地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援を行いました。(農水省)

- ・ 資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援しました。(農水省)
- ・ 天然資源に依存しない持続的養殖や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成 28 年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術を開発(ウナギ:1 万尾、クロマグロ:10 万尾)することを目標として研究開発を推進しています。(農水省)
- ・ 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しました。(農水省)
- ・ 都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施しました。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図りました。(農水省)
- ・ 排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しました。(農水省)
- ・ 森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。(農水省)
- ・ 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援を行いました。(農水省)



神奈川県三浦市小網代湾の藻場の様子
(写真提供:神奈川県水産技術センター 工藤孝治)

2 海洋環境の保全等

(1) 生物多様性の確保等のための取組

- 平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海洋環境の保全等の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置し、国際的な海洋環境保全に係る要請と我が国における取組などの状況を整理しつつ、今後の我が国の取組や施策等の在り方について検討を行いました。(内閣官房)
- 絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施しました。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況をモニタリングし、衛星を利用した飛翔ルートの把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島聳島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきました。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施しています。(環境省)
- 海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会を立ち上げ、検討を行っています。(農水省、環境省)
- 国内のサンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため平成 22 年 4 月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検や鹿児島県におけるサンゴ礁保全の現状及び課題等について検討を行いました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組の下、平成 26 年 10 月に第 29 回 ICRI 総会を沖縄科学技術大学院大学にて開催し、我が国の提案したサンゴ礁保全のための統合的アプローチに係る決議が採択されました。(環境省)
- 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が

適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット¹」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)

- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しています。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進め、平成 27 年 2 月に崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張し、名称を「崎山湾・網取湾自然環境保全地域」に変更しました。さらに国立公園内(石西礁湖(沖縄県)、竜串(高知県))においてサンゴ群集の再生事業を実施しています。(環境省)
- 東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングを継続するとともに、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を作成しました。また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、平成 25 年 5 月に創設された三陸復興国立公園を平成 27 年 3 月に拡張するとともに、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成 25 年 11 月に青森県八戸市から岩手県久慈市までの約 100km が、平成 26 年 10 月に福島県相馬市から福島県新地町までの約 50km が開通しました。(環境省)
- 瀬戸内海について、豊かな海の実現を目指し、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成 25 年 4 月に、瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更に関する審議を進め、基本計画の変更について平成 27 年 2 月に閣議決定しました。(環境省)
- 平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)が一部改正されたことを受け、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、引き続き調査審議を進めています。(環境省)
- 干潟をはじめとする沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼の生態系については、「モニタリングサイト 1000」により、長期的かつ継続的な生態系のモニタリングを実施しています。(環境省)

(2) 環境負荷の低減のための取組

- 地球温暖化予測の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋における高精度・高密度海洋観測を実施しています。観測データを基に、代表的な定線(東経 137 度線、165 度線)における、二酸

¹「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

化炭素の蓄積量の増加や、深層における水温の変化に関する結果を公表しています。特に、東経137度線においては、表面海水中の二酸化炭素の長期変化傾向とともに、水素イオン濃度(pH)が観測を行っているすべての緯度帯において低下し、「海洋酸性化」が進行していることを明らかにしました。さらに、国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び太平洋域における海洋酸性化について公表しています。(第1部5参照)(文科省、国交省)

- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめています。(環境省、外務省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、カリフォルニアからバハ・カリフォルニア半島の沿岸に発生する地域的な大気海洋結合現象を世界で初めて発見し、平成26年4月に論文として公表しました。これまで、この沿岸域の海面水温の経年変動については、エル・ニーニョ/ラ・ニーニャ現象に起因するものと考えられてきましたが、本研究により、エル・ニーニョ/ラ・ニーニャ現象とは独立した大気海洋結合現象が存在し、この現象が夏季の海面水温の経年変動を引き起こしていることが分かりました。また、熱帯域における主要な大気変動であり全球に影響を及ぼすマッデン・ジュリアン振動(MJO)について、スーパーコンピュータを利用し、地球全体での雲の生成・消滅を詳細に計算できる全球雲システム解像モデルによる数値実験を実施し、約1カ月先まで有効な予測が可能であることを実証しました。本成果により地球規模の大気変動の様子を早期に把握できるようになり、日本付近の季節予報や台風発生の予測の精度向上にも貢献できると考えられています。(文科省)
- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約80%とほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。(環境省、国交省)
 - ・ 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施しています。平成26年4月1日より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排水に対して、第7次総量規制基準の適用が開始されました。また、関係20都府県において、第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。(環境省、国交省)

- ・ 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(環境省、国交省)
- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ問題について、平成 26 年度は特に次の取組を進めました。(環境省)
 - ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。(環境省)
 - ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 32 の都道府県への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。(環境省)
 - ・ 漂流・漂着・海底ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。(環境省)
 - ・ 国立公園の海岸において、重要な景観要素であるウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。(環境省)
 - ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。(農水省)
 - ・ NOWPAP の枠組みで、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。(環境省、外務省)
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生する COD、窒素、りんの汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。(環境省、国交省)
- 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、情報収集等を順次実施しました。(環境省)
- 平成 27 年 1 月 5 日に島根県沖で確認された浮流油に対応するため、国土交通省中国地方整備局が海上保安庁第八管区海上保安本部の出動要請を受けて、国土交通省九州地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「海翔丸(かいしょうまる)」が緊急出動し、浮流油の回収を実施しました。(国交省)
- 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省中部地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「清龍丸」及び四国地方整備局が所有する海洋環境整備船「美讃」

が坂出港大規模流出油回収合同訓練(平成 26 年 4 月 19 日)」に参加し、合同油回収訓練を実施しました。同じく、北陸地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」が佐渡市総合防災訓練に参加し、両津港で緊急支援物資輸送訓練(平成 26 年 7 月 20 日)、小木港沖で油回収訓練(平成 26 年 7 月 22 日)を実施しました。さらに、高知港の地震・津波防災訓練にも参加し、地方ブロック圏域を越えた緊急物資海上輸送及び油回収訓練(平成 26 年 11 月 5 日)を実施しました。また、前記の「海翔丸」が宮崎県総合防災訓練(平成 26 年 10 月 19 日)に参加し、細島港において油回収訓練を実施しました。(国交省)

- 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけてモニタリング調査を実施しました。また、東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」(平成 23 年 8 月モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月 1 日改訂)に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施しました。(環境省)
- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、二酸化炭素の海底下への貯留(CCS)に係る許可制度について、今後の適切な審査を実施するため日本近海における海洋生態系及び化学的性状の現状調査等を引き続き実施しました。また、海底から二酸化炭素が万一漏出した際に迅速に漏出を検知するための手法を検討しており、平成 26 年度は、漏出を検知する技術等について検討を進めました。(環境省)
- 国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関(IMO)で議論することとされています。我が国は、その削減のための国際的な枠組みを主導し、平成 23 年 7 月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されています。この条約改正に対応するため、平成 24 年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、平成 25 年 1 月から規制が開始されています。CO2 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費規制の段階的強化や燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りを主導すべく取り組んでいます。具体的には、平成 26 年 10 月に開催された IMO の第 67 回海洋環境保護委員会(MEPC67)において、船舶のエネルギー効率設計指標(EEDI)の段階的強化に関するレビューを我が国主導で行うことを決定しました。また、燃費報告制度に関し、船舶が報告すべきデータの種類や旗国の役割等を審議しました。(国交省)

- 船舶からのバラスト水排出に伴い、バラスト水に含まれる有害水生生物及び病原体の越境移動による環境等への悪影響を防ぐことを目的とした「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」に関して、平成25年12月の第28回IMO総会において、バラスト水処理設備の搭載期限の見直しに関する総会決議が採択され、同処理設備搭載工事の集中が緩和されたことや、処理設備の供給体制が整ったことから、同条約を国内的に担保する、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第73号)が平成26年6月11日に成立し、関係政省令の一部改正を実施した後、平成26年10月10日に同条約を締結しました。これを受け、MEPC67において、我が国が同条約を締結したことを報告するとともに、同条約の早期発効の促進を目指し、未締約国に対し速やかに条約を締結するよう促しました。(外務省、国交省、環境省)

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 排他的経済水域等の確保・保全等

- 国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、我が国は平成20年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成24年4月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成25年7月に同委員会に質問書を発出し、平成26年3月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成26年7月4日に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ鳥島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令)を同年9月9日に閣議決定し、同年10月1日に施行しました。(内閣官房、外務省、国交省)
- 東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)
- 我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年法律第84

号)」が平成 23 年 7 月に公布され、平成 24 年 1 月から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、平成 26 年度末時点で、違反事実は認められていません。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)

- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)

(2) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

- 平成 26 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁の、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(外務省、国交省)
- 低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)を進めています。(国交省)
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)
- 平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PT を設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。(内閣官房)
- 海洋産業の振興のため、平成 26 年 3 月、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣(当時)をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。(内閣官房)

4 海上輸送の確保

(1) 安定的な海上輸送体制の確保

- トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は平成 26 年 3 月末現在 9 社となっています。平成 24 年 9 月に改正「海上運送法」が成立し、日本船舶を補完するものとして、日本の外航海運事業者の海外子会社が保有する外国船舶であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に確実に速やかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度が創設されました。これを受けて、平成 25 年度よりトン数標準税制の適用対象船舶に準日本船舶を追加し日本船舶の増加のペースアップと準日本船舶の確保の促進を図っています。また、トン数標準税制と併せ、環境対応船舶等の取得を支援する特別償却制度・買換特例制度や、国際船舶に係る特例措置等により、日本船舶の増加、日本商船隊の国際競争力の確保を通じて安定的な海上輸送体制の確保が図られています。(国交省)

日本船舶・船員確保計画第 5 期(平成 26 年 3 月)の状況:

共有している船舶又は共有する予定の船舶は、持分に応じた隻数を記載。

(例:持分 40%の場合は 0.4 隻として記載)

項目	計画開始時	第 1 期実績 (平成 21 年度)	第 2 期実績 (平成 22 年度)	第 3 期実績 (平成 23 年度)	第 4 期実績 (平成 24 年度)	増減	第 5 期計画 (平成 25 年度)
						(計画開始時→ 第 4 期実績)	
外航日本船舶 の確保計画・実績	77.4 隻	95.4 隻	118.9 隻	131.8 隻	143.0 隻	65.6 隻	169.0 隻
外航日本人船員 の確保計画・実績	1,072 人	1,103 人	1,112 人	1,153 人	1,194 人	122 人	1,206 人

(2) 船員の確保・育成

- 内航分野においては、平成 20 年 7 月に施行された改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成 27 年 3 月末をもって、認定されていた 8 件の計画が終了し、同年 4 月 1 日から開始される計画が新たに 28 件認定されたため、同日現在では 197 事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けています。(国交省)
- 内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 平成 25 年 8 月に船員の海上労働に関するグローバルスタンダードを定める「2006 年の海上の労働に関する条約」を批准しました。これに先だって、同条約の批准に

向け、労働時間規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規制の見直し、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査制度の創設等の内容を盛り込んだ改正「船員法」が平成 24 年 9 月に公布され、同条約の発効に併せて、平成 26 年 8 月 5 日に施行しました。(外務省、国交省)

(3) 海上輸送拠点の整備

- 国際コンテナ戦略港湾政策については、平成 22 年 8 月に阪神港、京浜港を選定し、大水深岸壁の整備や「民」の視点を活かした効率的な港湾運営等、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきました。しかし、この間にも、さらなる船舶の大型化や船社間の連携の進展により、基幹航路の寄港地絞り込み等が進んでいる状況を踏まえ、平成 25 年 7 月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成 26 年 1 月に、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」の 3 本柱からなる「最終とりまとめ」を公表しました。同委員会の議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が平成 26 年 7 月 1 日に施行されました。(国交省)
- 平成 26 年 10 月 1 日には、阪神港の特例港湾運営会社が経営統合し「阪神国際港湾株式会社」が設立され、「国際戦略港湾競争力強化対策事業(港湾運営会社が実施する集貨事業に対して国が補助する事業)」の活用等による阪神港への集貨の取組みが進められています。さらに、平成 26 年 12 月 26 日には、阪神国際港湾株式会社に対して、国が出資を行い、これにより、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築されました。(国交省)



神戸港 六甲アイランドコンテナターミナル (RC-7)



横浜港 南本牧コンテナターミナル(MC-2)

- 我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成 23 年 5 月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う 5 港(釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港)、石炭を取り扱う 3 港(小名浜港、徳山下松港・宇部港)、鉄鉱石を取り扱う 3 港(木更津港、水島港・福山港)を選定しました。また、ばら積み貨物の輸入拠点として、国土交通大臣が「特定貨物輸入拠点港湾」を指定するとともに、当該港湾に対する支援措置等を規定した「港湾法の一部を改正する法律」及び関係政省令が平成 25 年 12 月に施行されました。これを受け、同月に、小名浜港を全国初の特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定しました。さらに、平成 25 年度税制改正において、荷さばき施設等の取得に係る固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が創設され、平成 27 年度税制改正において、平成 28 年度までの 2 年間の延長が認められました。個別港湾における取組としては、小名浜港において、平成 25 年度から、石炭を取り扱う水深 18m の国際物流ターミナルの整備を実施しています。加えて釧路港において、平成 26 年度から、穀物を取り扱う水深 14m の国際物流ターミナルの整備を実施しています。(国交省)
- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えることを目的に、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナルや迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル等の整備を実施しています。(国交省)
- リサイクルポートとして指定された全国 22 港において、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設の整備に対する支援や、必要な港湾施設の整備を実施しました。また、平成 26 年度より新たに「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を開始し、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化の事業を実施しました。(国交省)
- 港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪・潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資する GPS 波浪計を用いた観測を行っています。平成 26 年度は、高知室戸岬沖の 1 箇所に、GPS 波浪計を新規設置しました。(国交省)

5 海洋の安全の確保

(1) 海洋の安全保障や治安の確保

- 海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海

域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになってきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)



中国公船を監視警戒している巡視船(奥)

- 平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域において宝石サンゴを狙う中国船が確認され、水産庁、海上保安庁及び東京都が連携して違法操業の取締りを実施するとともに、外国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域内で違法に操業した場合の罰則について最高額を 3,000 万円に引き上げる等、法制面で対策を強化しています。宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降は小笠原諸島周辺海域等の領海内で確認されていませんが、引き続き警戒を緩めることなく対応していきます。(第 1 部 4 参照)(国交省、農水省、外務省)
- 東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。(国交省)
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官 8 名が同乗)及び P-3C 哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。(国交省、防衛省)
- 平成 24 年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾

向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成26年7月18日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成27年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)



海上保安庁と海上自衛隊による海賊身柄護送訓練

- 平成25年12月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています。また、平成26年2月からは派遣海賊対処行動航空隊もCTF151に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成26年8月からは海上自衛官をCTF151司令部に派遣しています。(防衛省)
- 平成22年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成25年11月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しています。(国交省)
- 海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。(国交省)

- 平成 26 年 5 月には、米国・ニューポートにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG) が開催され、我が国の人員が参加しました。同年 8 月には米国・ホノルルにおいて、米国主催 PSI 阻止訓練「Fortune Guard 2014」において、我が国から艦船及び人員が参加しました。(外務省、警察庁、国交省、防衛省)

(2)海上交通における安全対策

- 海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。(国交省)
- 海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的を実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)



海上保安庁のヘリコプターによるフェリーからの救急搬送

- 地方公共団体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的を実施しています。(国交省)
- 海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)
- 民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思

想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)

- 船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)
- 外国船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド(伊勢湾)を平成 27 年 3 月 5 日に刊行しました。(国交省)
- 船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報²としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、平成 26 年 6 月 18 日からは、これらの文字情報を地図上に図示したビジュアル情報³をインターネットで提供しています。(国交省)
- 海況に関する情報を海洋速報⁴としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の情報提供体制を構築し、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています⁵。(国交省)
- SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。(国交省)

² 「船舶交通安全情報」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho2.html>

³ 「水路通報・航行警報位置図」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/vpage/visualpage.html>

⁴ 「海洋速報&海流推測図」 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

⁵ 「来島海峡潮流情報」 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html



ポート・ステート・コントロール(PSC)を実施している外国船舶監督官

(3) 海洋由来の自然災害への対応

- 設計外力を超えた津波に対し、津波天端(てんば)を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林(「緑の防潮堤」)等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付けられ、一層の整備を推進しました。(国交省)
- 海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針をとりまとめるなど、水門・陸閘等の効果的な管理運用を進めました。(第 1 部 3 参照)(国交省)
- 平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。(国交省)

- 巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域（紀伊半島沖）に敷設した地震・津波観測監視システム（DONET1）を運用するとともに、同震源域（紀伊水道沖）にもより広範囲に同システム（DONET2）を構築するため、基幹ケーブルの敷設を完了するとともに、一部観測機器の設置を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設を行いました。（文科省、国交省）
- 船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報（JMH）等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。（国交省）
- 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月から行っています。（国交省）

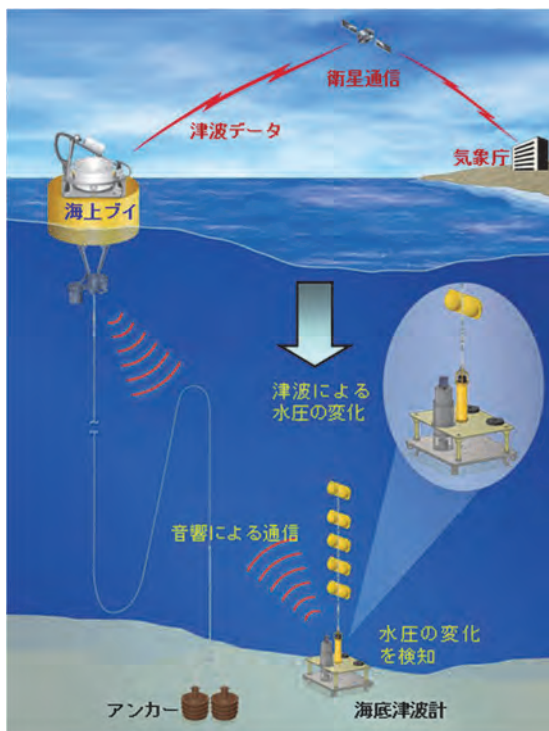
6 海洋調査の推進

(1) 総合的な海洋調査の推進

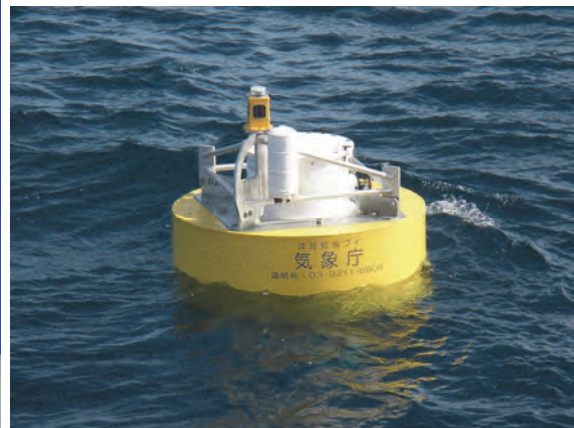
- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められています。（内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省）
 - ・ 内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っています。（内閣官房）
 - ・ 水産庁では、国立研究開発法人水産総合研究センター及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しています。また、水産庁に所属する漁業調査船により、北太平洋公海域等での水産資源や生態系の調査等も実施しています。（農水省）
 - ・ 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の震源域周辺に、ブイ式海底津

波計を 3 台設置しており、これにより、当該海域付近で発生した津波の場合、地震発生後 10 分程度で検知可能となっています。ブイ式海底津波計の観測データは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表し、津波警報の更新に活用しています。(国交省)

- また、北西太平洋海域において高精度・高密度な海洋観測を実施しています。昭和 59 年以降の水素イオン濃度指数(pH)の観測結果の解析を行ったところ、観測を行っている東経 137 度、北緯 3 度～34 度のすべての緯度帯において pH が年々低下し、「海洋酸性化」が進行していることがわかりました。(国交省)



ブイ式海底津波計の機器概要



ブイ式海底津波計

- 海上保安庁では、測量船と自律型潜水調査機器(AUV)を用いた海底地形調査によって、鹿児島県奄美大島北西海域にある海底火山において、熱水・ガスが噴出している火口状の凹型の詳細な地形を捉えました。(第 1 部 2 参照)また、船舶の津波避難計画の策定等に役立てるため、港湾において予測される津波の挙動を示した津波防災情報図を遠州灘・紀伊半島沖・豊後水道・高知沖の 25 箇所において整備しました。平成 25 年 11 月には西之島付近で新島を確認して以来、火山活動状況の監視・観測を継続しています。(第 1 部 10 参照)(国交省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、「なつしま」、「かいよう」、「よこすか」、「かいらい」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、潜水調査船「しんかい 6500」の他、「うらしま」、「ハイパードルフィン」、「かいこう 7000 - II」などの探査機を活用して海洋調査を進めています。平成 26 年度は、海洋

生態メカニズムの調査、海溝型地震・巨大津波の実態解明に向けた地質・地球物理研究調査、北極海における気候変動の調査、海洋資源の成因に関する科学的調査等を実施しました。(文科省)

- 我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境におけるバックグラウンド数値の経年変化の把握に取り組みました。(国交省)
- 海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進めました。(国交省)

(2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開

- 海洋調査データの収集・管理・公開に関し、利用者の利便性の向上を図るため、海洋調査データの収集・管理・公開に関する共通ルール、各調査実施機関の共通ルールに基づく取組状況に関すること等について、有識者会議を設置し、フォローアップを行いました。(内閣官房)
- 海洋状況把握(MDA)については、平成26年度は、内閣官房国家安全保障局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣府宇宙戦略室の3者による検討を重ねました。また、関係府省等の情報共有と連携を深化させ海洋状況把握に関する政府全体としての取組を総合的かつ戦略的なものとするため、海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議を設置し、我が国の海洋状況把握能力の強化に向けた検討体制を確立しました。(内閣官房)
- 政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)⁶」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、運用しています。平成26年度は約71,000件の利用がありました。(内閣官房、国交省)
- 海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせてパソコン及びタブレット端末で見ることができる「海洋台帳⁷」を運用しています。平成26年度は1年で約4,700,000件の利用がありました。(国交省)

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

⁶ 「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」 <http://www.mich.go.jp/>

⁷ 「海洋台帳」 <http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>

- 第 4 期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進しています。主な取組は以下に挙げるとおりです。(内閣官房、内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省)
- ・ 海洋エネルギー・鉱物資源に関する探査機器・探査手法の開発については、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しています。平成 26 年度は内閣府の事業である戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、堆積物に覆われていて海底面に露出していない鉱床(いわゆる潜頭性鉱床)の科学的成因論を確立するため、沖縄の伊平屋北海丘海底下鉱体とその源となる海底下熱水域分布の把握を目的とした科学調査を行ったところ、沖縄海域で発見された中では最大の熱水溜まりを形成している可能性が示されました。(第 1 部 2 参照)本調査では、SIP の「次世代海洋資源調査技術」として、ドリルパイプの先端近くに物理計測センサーを搭載し、掘削と同時に孔内で各種計測を行う掘削同時検層を実施しました。その結果、掘削同時検層データから推定される海底熱水鉱床の母体となる試料を得ることに成功し、油田開発で用いられてきた掘削同時検層が海底熱水鉱床の開発に応用可能であると示すことができました。(内閣府、総務省、文科省、国交省、環境省)
 - ・ 海底熱水鉱床などの海洋鉱物資源調査技術の実用化に係る研究開発を行うため、資源開発企業、エンジニアリング企業等、民間4社による「次世代海洋資源調査技術研究組合」が、平成 26 年 12 月に技術研究組合法に基づく文部科学大臣認可を受けて設立しました。(文科省)
 - ・ 海洋再生可能エネルギーの開発については、着床式及び浮体式の洋上風力発電システムについて実証研究等を進めています。また、波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の性能の向上などを目指して実証研究や要素技術開発を行っています。(第 1 部 2 参照)(内閣官房、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省)
 - ・ 巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域に敷設した地震・津波観測監視システム(DONET)を運用・整備するとともに、それらから得られる観測情報の社会実装の可能性を探るパイロットプロジェクトを実施しています。平成 26 年度には、DONET 情報伝送システムの初期版が完成し、DONET により得られる観測情報を初めて地方自治体及び民間企業に提供する

実証試験を開始しました。また、日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設工事を行いました。(文科省)

- ・ 地球環境問題への対応については、極端な気象現象を引き起こす気候変動が起きる確率・シナリオ・災害や被害などを評価し、リスクマネジメントに役立てる情報を創出することを目的とした「気候変動リスク情報創生プログラム」、気候変動適応に関する研究水準の大幅な底上げ、適応策検討への科学的知見の提供、気候変動による影響に強い社会の実現に貢献することを目的とした「気候変動適応研究推進プログラム」を実施しています。また、地球温暖化の影響が顕著に現れる北極に関して、平成 25 年 5 月、我が国は北極評議会(AC)のオブザーバー資格を取得し、AC の各種会合において北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに貢献しています。具体的には、北極環境研究に関する長期計画の策定や研究・観測推進の基礎整備に関する検討、国際協力・連携の推進・検討、人材育成の方針の検討を行うとともに、それらを社会に対して提案していく推進・調整組織「北極環境研究コンソーシアム」を平成 23 年度に創設し、我が国研究者の連携体制を整備するとともに、モデル研究者と観測研究者の協働による研究活動を推進しています(全国 35 機関、約 300 人の研究者が参加)。(文科省)
- ・ 国家基幹技術については、「海洋地球観測探査システム」を構成する技術として、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」「次世代型巡航探査機技術の開発」「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しており、平成 26 年度は、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」に向けて、高比強度素材、高比剛性の炭素繊維強化プラスチック(CFRP)を適用したライザー管の開発に関する各種強度試験(引張・疲労・圧潰)、稼働水深計算を行い、4,000m 超ライザーの実現可能性を確認しました。また、「次世代型巡航探査機技術の開発」に向けて自律型無人探査機(AUV)の複数運用を可能にする洋上中継器(ASV)の海上試験を実施しました。(文科省)
- 地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生命圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである国際深海科学掘削計画(IODP)において、我が国は、ライザー掘削方式による大深度掘削が可能な地球深部探査船「ちきゅう」の提供のほか、採取した地質試料の保管・分析を行う高知コアセンターを国際的に運用し、掘削提案書の科学審査を行う人材を派遣するなどハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。(文科省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターでは、新たな中期目標の下、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の基本理念に基づき、行政機関と連携して水産業が抱える課題解決に当たるため、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源

の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発の5課題を重点的に実施しました。(農水省)

- 海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。(文科省)
- 大学や研究機関によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、東北の復興を図るための研究開発を推進する事業として、平成23年度に海洋生態系の調査研究を開始したほか、平成23年度のフィージビリティスタディを経て、平成24年度より新たな産業の創成につながる技術開発を本格的に実施しています。(文科省)
- 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が共同で選定する「地域イノベーション戦略推進地域」の一つとして、平成24年度に「えひめ水産イノベーション創出地域」が選ばれ、関連の事業を推進しています。(文科省、農水省、経産省、総務省)

(2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進

- 大学等において、研究者の自由な発想に基づく多様な研究が行われています。(文科省)
- 沖縄科学技術大学院大学においては、海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなどの優位性を誇る沖縄の海洋環境の長期的な活用、保全に向けて、沖縄近海における海洋環境観測、サンゴ等のゲノム科学的研究を実施しています。(内閣府)

(3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化

- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、我が国周辺に存在する海底資源の分布や成因解明の調査等海底の広域調査を加速するため、平成27年度末に就航予定である海底広域研究船の建造を引き続き行っています。この船は、遠隔操作型無人探査機(ROV)、自律型無人探査機(AUV)の複数機運用や、地殻構造探査、海底下試料採取といった機能が備えられています。(文科省)
- 平成26~27年度の2か年計画で、東京海洋大学の練習船「神鷹丸」の代船を建造しています。(文科省)

(4) 宇宙を活用した施策の推進

- 平成24年5月には国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が開発した水循環

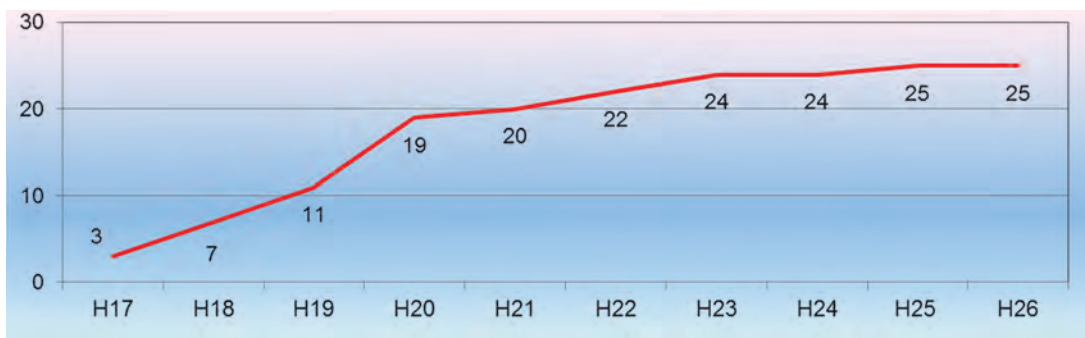
変動観測衛星 GCOM-W「しずく」が打ち上げられ、そこに搭載された高性能マイクロ波放射計 2 (AMSR2) による海面観測データ(水温、海水分布等)の利用が拡大しています。例えば気象庁においては、海洋を含んだ気象予報において「ひまわり」等とともに「しずく」のデータが活用されるとともに、海面水温解析(平成 25 年 5 月から)や、オホーツク海海氷解析(同年 12 月から)への定常利用が始まりました。また、海上保安庁では、黒潮など日本周辺の海流の流路解析に「しずく」データの活用を平成 25 年 10 月から開始し、本解析結果は、ウェブサイトで公開される「海洋速報」の基礎データとなっています。(文科省、国交省)

- 全球の温室効果ガス排出量の把握と今後の気候変動予測等に資するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、平成 29 年度の打ち上げを目指し、精度や観測点数といった観測技術を飛躍的に向上させた 2 号機の開発を行っています。(環境省)

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成 20 年 6 月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ (SES) の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。(国交省)



スーパーエコシップ建造決定数の推移(累計)

- 平成 23 年 7 月の「新造船政策検討会」において、受注力の強化、新事業への展開、業界再編を柱とする新たな総合的な政策がとりまとめられたところであり、同検討会における議論を踏まえ、船舶の省エネ技術の開発と省エネ技術を活かせる国際的な燃費規制の確立を着実に推進するとともに、天然ガス燃料船の普及、新興国市場や海洋資源開発分野への展開等に官民一体で取り組んでいます。(国交省)
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、国際海運からの CO₂ 排出量を大幅削減することを目指した世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なる CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費規制の段階的強化及び燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りに主導的に取り組んでいます。(国交省)
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせて、総合的な経営基盤の強化を推進しました。(農水省)
- 地域漁業の活性化・競争力の強化を図るため、省エネ・省力型の高性能漁船の導入や新たな付加価値向上等に関する実証への取組を支援し、収益性の高い操業・生産体制への転換を促進する漁業構造改革総合対策事業を実施しました。(農水省)
- 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拋出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拋出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業に継続して支援しました。(農水省)
- 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組や、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際に必要となる機器導入等への支援を実施しました。(農水省)
- 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。(農水省)
- 活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。(農水省)
- 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の必要な支援を実施しました。(農水省)

- 漁船漁業等の経営の安定化を図るため、省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術について、漁業者が行う実証試験に対する支援を実施しました。(農水省)

(2) 新たな海洋産業の創出

- 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出PT」を設置し、①海洋産業を巡る状況認識と課題、及び②産業創出のための施策の推進について集中的に検討を進めました。(内閣官房)
- 海洋を活用した観光は、海水浴、遊覧船、クルーズ、離島振興など多岐に渡っており、これらの海洋観光を網羅的に振興していくためには、その意義や魅力について整理した上で、国内外へ海洋観光の魅力を発信していくとともに、海洋観光関連施策を総合的に推進していくことが必要です。そのため、平成 25 年度、26 年度に有識者で構成される「海洋観光の振興に関する検討会」を合計 4 回開催し、海洋観光の有する魅力や意義、課題をはじめとして、海洋観光について、今後、振興・発展させていくために行うことが望まれる取組や方向性について様々な角度から議論を行いました。議論の内容については、平成 26 年 6 月 27 日に「海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ」として公表しました。また、広く一般の方に、海洋観光の取組を周知するため、平成 25 年度に引き続き、平成 27 年 2 月 13 日に「海洋観光に関するシンポジウム 2015」を開催しました。(国交省)
- 賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成 27 年 3 月現在、登録港が 80 港、仮登録港が 6 港となっています。また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなとオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施しました。(国交省)
- 新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、「海の駅」の設置推進や「海の駅」の地域の連携機能を活用するための支援策を講ずることにより、海洋教育の普及、新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を進めました。(国交省)
- 深海底の極限環境下の生物資源の開拓を進めるとともに、創薬分野への応用が期待される生化合物、新規機能を有する未知の脂質、抗微生物剤、工業用酵素、新規機能遺伝子等を探索し、得られた菌株・DNA 等の貴重なバイオリソースの保存管理を行っています。平成 26 年度は試薬酵素として製品化されている深海微生物由来の耐熱性アガラーゼの立体構造を解析し、耐熱機構を解明しました。(文科省)
- 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利

用技術の研究開発等を実施しています。(文科省)

- 我が国の造船業界は、ブラジルの造船所に資本参加をして掘削リグ等の建造を行っています。平成 26 年 8 月 1 日、ブラジルを訪問した安倍総理がルセフ大統領と会談し、両国首脳により「海洋資源開発促進のための造船協力に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の共同声明」が発出されました。(国交省)
- 平成 26 年度、我が国の造船・海運業界により設立された J-DeEP 技術研究組合に対し、ロジスティックハブの実現に向けた調査研究を支援しました。また、浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備 (FLNG) の安全に関するガイドラインを取りまとめました。(国交省)
- 水深 3,000m 以深を掘削する次世代大水深用セミサブ (半潜水型) 掘削リグの船体の研究開発及び大出力発電機関や高精度位置保持システム等の浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備 (FLNG) の要素技術の開発に対して助成を実施しています。(国交省)
- 平成 26 年 10 月に、(株)海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) が設立され、日本企業が海外において展開する交通事業、都市開発事業に関し、出資等による支援が新たに可能となり、巨大な資源開発事業等への参入を実現する仕組みがさらに充実することとなりました。(国交省)
- 無料公衆無線 LAN 整備促進協議会の情報を「全国クルーズ活性化会議」(全国 108 団体の港湾管理者等が参加)や「みなとオアシス」全国協議会(全国 103 団体等のみなとオアシス運営主体等が参加)を通じて周知するとともに、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を周知するなど、クルーズ船等が利用するターミナルにおける、多言語対応の促進や無料公衆無線 LAN 環境の提供の普及に向けた取組を推進しました。(国交省)
- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、我が国へのクルーズ船の寄港促進やこれに伴う地域活性化を図るため、平成 26 年 11 月から 27 年 2 月にかけて、クルーズ船社等 3 社のキーパーソンと港湾管理者等 16 港 17 団体との商談会を 3 回開催(試行)しました。また、港湾管理者や自治体等がクルーズ船社のニーズ等に関する知見を深めるため、平成 27 年 1 月に「クルーズ・シンポジウム in 横浜」を開催しました。さらに、外国クルーズ船社等の更なるニーズに対応するため、港湾施設の諸元や港を起点とした周辺の観光地情報を一元的に発信するウェブサイトの充実を図りました。(国交省)
- 風光明媚な瀬戸内海の景観を船上からのストリートビューで公開する「瀬戸内・海路ネットワーク推進協議会」(沿岸 107 市町村の首長、11 府県、国の出先機関で構成)と連携して、瀬戸内海の魅力の発信を推進しました。(国交省)
- 外国クルーズ船の日本への寄港を増加させるため、平成 26 年 11 月開催の第 15 回北東アジア港湾局長会議(日中韓三国の港湾担当部局の局長で構成)のワーキ

ンググループにおいて、港湾施設の情報を発信する必要性等を中国及び韓国に伝達するなど、東アジア・東南アジア諸国における港湾施設等の情報の統一的な提供を促進しました。(国交省)

- クルーズ振興を通じた地域活性化を図るため、外国人クルーズ客等が地元物産品等を購入しやすい環境を整備するべく、外航クルーズ船等の寄港時に埠頭において臨時の輸出物品販売場(臨時の免税店)を出店しやすくする制度を創設しました(消費税法第8条)。(国交省)



クルーズ埠頭への臨時免税店の出店手続の簡素化

- クルーズ船の寄港増や大型化に対応した港湾の受入環境を提供するため、物流ターミナル等の既存施設を有効に活用しつつ、那覇港等で旅客船ターミナルの機能強化を推進すると共に、メガヨットを受入れるビジターバース情報の提供に向けた検討に着手しました。(国交省)

9 沿岸域の総合的管理

(1) 沿岸域の総合的管理の推進

- 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成 22 年度に公表した先進事例集の周知に努めるとともに、平成 26 年度に、新たな取組事例を盛り込むことにより、先進事例集の改訂版を公表しました。(内閣官房)
- 国土形成計画(全国計画)のモニタリングの中で「海域の利用及び保全」に関して検討、評価を行いました。(国交省)

(2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、問題解決のための連携方針や、静岡県の安倍川や鳥取県の日野川では、適正な土砂管理に向けた

総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。(国交省)

- 流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。(農水省)
- 污水处理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、污水处理人口普及率の向上を図りました。さらに、下水道法施行令に基づき中小都市では平成 25 年度までに、大都市では平成 35 年度までに必要な改善対策を終えることとなっている合流式下水道の改善対策については、「合流式下水道緊急改善事業制度」等を活用し、効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国交省)
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。(国交省)
- 平成 26 年 4 月 1 日より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排出水に対して、第 7 次総量規制基準の適用が開始されました。関係 20 都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第 7 次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。(国交省、環境省)
- 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。(農水省)
- 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス II)等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。(国交省)
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。東京湾においては、平成 25 年 5 月に今後 10 年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年 11 月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置されました。また、大阪湾においては、平成 26 年 5 月に今後 10 年間の「大阪湾再生行動計画(第二期)」を策定し、新たな取り組みとして栄養塩の供給対策等

を実施することになりました。(国交省、環境省)

- 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。(農水省)
- <2(1)再掲>人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット⁸」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)
- 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国交省)
- 毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。(環境省)
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成26年度は、静岡県(台風18号・台風19号による豪雨)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。(国交省)
- 平成23年11月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。(国交省)
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。(国交省)
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しました。(国交省)
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。(国交省)

(3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 平成27年3月16日に新たに指定した甕島国定公園において、海域公園地区も指定しました。また、国立・国定公園における海域公園地区の指定に向け、調査、調整、検討を行うとともに、指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。(環境省)
- <2(1)再掲>瀬戸内海について、豊かな海の実現を目指し、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成25年4月に、瀬戸内海環境保全小委員

⁸「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更に関する審議を進め、基本計画の変更について平成 27 年 2 月に閣議決定しました。(環境省)

- <2(1)再掲>平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)が一部改正されたことを受け、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、引き続き調査審議を進めています。(環境省)
- 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。(国交省)

(4)沿岸域における利用調整

- 海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施しました。(農水省)
- 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリニャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。(国交省)

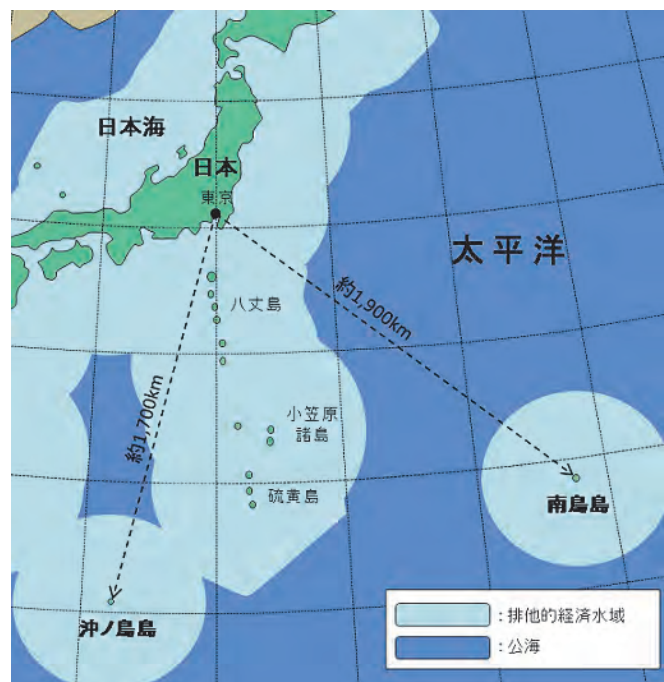
10 離島の保全等

(1)離島の保全・管理

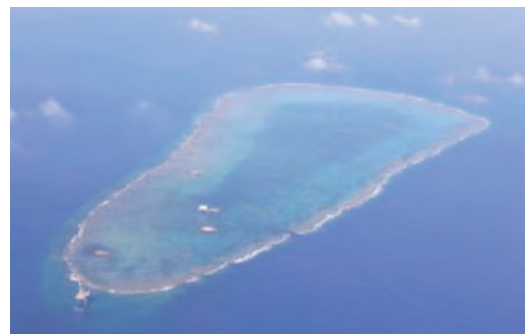
- <3(1)再掲>平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
- <3(2)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ

鳥島では平成 23 年に着手)を進めています。(国交省)

- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定するとともに、技術開発実施基本計画を策定しました。(内閣官房、国交省)
- <3(2)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)
- 平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、平成 26 年 8 月 1 日、地図・海図に名称の記載がない 158 の離島へ名称を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、



特定離島(南鳥島と沖ノ鳥島)の位置



特定離島(南鳥島(左)と沖ノ鳥島(右))

島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。(内閣官房、国交省)

- 離島の保全・管理に資するため、南硫黄島(東京都小笠原村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)
- 色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土 Web)で公開し、平成 26 年度に 2 万 5 千分 1 地形図(印刷図)を刊行しました。(国交省)
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業を継続して実施しました。(環境省)
- いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成 26 年 6 月 30 日に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、最終提言をとりまとめました。(内閣官房)

(2) 離島の振興

- 平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)
- 平成 26 年 5 月 7 日に奄美群島振興開発基本方針、同年 5 月 28 日に小笠原諸島振興開発基本方針を策定し、それぞれの地域における振興開発の意義及び方向を示すとともに、航路・航空路運賃逓減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)等、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)
- 平成 26 年 11 月に「アイランダー2014」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)
- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)

- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバー等の敷設を引き続き支援しました。(総務省)

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に積極的に参加しました。平成 26 年度には、第 7、8 及び 9 回国家管轄権区域外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック・オープンエンド非公式作業部会(4 月、6 月及び平成 27 年 1 月)、第 24 回国連海洋法条約締約国会議(6 月)、第 13 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6 月)、第 20 回国際海底機構総会・理事会(7 月)、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10 月及び 11 月)に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 26 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 5 万ドルを、また国際海底機構信託基金に約 4.5 万ドルを拠出しました。(外務省、国交省)
- また、「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 27 年 2 月、東京において、外務省主催により海洋法に関するシンポジウム「アジアの海における法の支配—平和と安定への航海図」を開催しました。(外務省)
- WTO 海運サービス交渉における議論を海運自由化推進国会合の議長国として主導したほか、国際海事機関(IMO)において種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画しました。(国交省)

(2) 海洋に関する国際的連携

- APEC における海洋漁業作業部会において、海洋を通じた国際協力・貢献という海洋基本計画の理念を実現すべく、特に平成 27 年は日本提案の APEC プロジェクト「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」の実施を通じて、海洋環境や気候変動等の全地球的課題の解決に取り組んでいます。(内閣官房)
- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省、環

境省)

- マングローブ生態系の保全と持続的利用に関する優良事例・教訓を ASEAN 地域内の関係機関等の中で共有するための協力体制整備を支援するために平成 23 年度より開始した「マングローブ生態系保全と持続的な利用の ASEAN 地域における展開プロジェクト」を引き続き行いました。(外務省、農水省)
- 平成 26 年 5 月にシンガポールで行われた第 13 回シャングリラ・ダイアログにおいて、安倍総理は基調講演の中で「海における法の支配の三原則((ア) 国家は法に基づいて主張をなすべし、(イ) 主張を通すために力や威圧を用いない、(ウ) 紛争解決には平和的收拾を徹底すべし)」を提唱しました。また、同 9 月にはこのフォロー・アップとして、ASEAN 諸国から外務省や国防省等の事務レベルの政策責任者を東京に集めて、「海洋安全保障・災害救援能力構築支援セミナー」を開催しました。(外務省)
- 平成 26 年 8 月の第 21 回 ASEAN 地域フォーラム閣僚会合(ARF)においては、岸田外務大臣から、「海における法の支配の三原則」を改めて訴えました。また、南シナ海の全ての関係国が、2002 年の行動宣言(DOC)策定時の精神と規定に立ち返り、後戻りが出来なくなる変化や、物理的な変更を伴う一方的な行動をとらないという約束を交わすという提案に改めて言及しました。ほとんどの参加者が南シナ海の問題に言及し、岸田大臣の発言と同様、各国は国際法に則り、力や威圧に訴えることなく、平和的に解決すべきという点を強調し、この点が議長声明に反映されました。平成 26 年 10 月に開催された第 3 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合(EAMF)においても、我が国から「海における法の支配の三原則」を改めて説明し、海における「法の支配」を重視する我が国の考え方についてプレゼンテーションを行いました。平成 26 年 11 月の東アジア首脳会議(EAS)では、安倍総理から、「法の支配」に基づく海洋の秩序を維持・強化する必要性を指摘し、南シナ海をめぐる問題に関しては、2002 年の DOC の完全な実施及び行動規範(COC)に関する協議の早期妥結を強く期待すると述べました。また、拡大 ASEAN 船員訓練(EAST)イニシアティブに海洋環境分野で協力することを表明しました。2010 年に発足した拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)では、海洋安全保障専門家会合が設置されており、平成 26 年 10 月には、ブルネイにおいて海賊対処及び捜索救助に係る机上演習(TTX)が実施されました。(外務省、防衛省)
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の防護及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため IMO に設置されたジブチ行動指針信託基金に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金はイエメン、ケニア及びタンザニアの情報共有センター設置や、ジブチの地域訓練センター建設の取組を通じ、当該地域

の海上保安能力強化を支援しています。さらに、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、累計 450 万ドルを拠出し、最大の拠出国となっています。また、ソマリア安定化のため、平成 25 年 5 月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別会合を首脳級で共催した他、主として治安向上、人道支援として、2007 年以降総額約 3 億 7,130 万ドルの対ソマリア支援を実施しています。**(法務省、外務省、国交省、防衛省)**

- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。ReCAAP には、平成 26 年 9 月には米国が新たに加入し、20 番目の締約国となりました。我が国は、ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有センターに、事務局長及び事務局長補(海保庁職員)、を派遣してきており、我が国のこうした人的・財政的な貢献は、国際的にも高く評価されてきています。**(外務省、国交省)**
- ARF の下でも海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合(ISM)が平成 21 年以来開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに本 ISM の共同議長国を務め、その後もマレーシアと共に本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成 26 年 8 月以降、米及び比と共に改めて本 ISM の共同議長国を務め、議論を主導しています。平成 27 年 3 月には、我が国は東京において「ARF 海賊対策セミナー」を主催し、ARF 参加国・地域間の認識の共有をはかり、海賊・海上武装強盗対策のための提言を取りまとめました。**(外務省、防衛省)**
- ADMM プラス海洋安全保障に関する専門家会合においては、防衛省より、海上における船舶同士の意図しない衝突や事態のエスカレーションを避けるためのマナーを参加国で共有していくことを提案しています。**(外務省、防衛省)**
- 日本の海上自衛隊も参加する西太平洋海軍シンポジウム(WPNS。メンバー国は日、米、豪、韓、中、露等 21 か国、オブザーバー国はインド等 4 か国)は平成 26 年 4 月に本会合を開催し、CUES(洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)を採択して、WPNS 参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が洋上において不慮の遭遇をした場合における安全のための手順や通信方法等を定めました。**(防衛省)**
- 多国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成 26 年 9 月に開催された第 15 回北太平洋海上保安フォーラムサミット(日、加、中、韓、露、米の 6 か国の海上保安機関の長官級の枠組み)に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論をしました。また、平成 26 年 9 月の第 10 回アジア海上保安機関長官級会合(アジアの 18 の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み)において、アジア海域の重要かつ共通の課題である「搜索救助」、「環境保全」、「大規模自然災害対応」、

「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の 5 分野に各国が主体的に連携して取り組むことに合意しました。

(国交省)

- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第 14 回日印海上保安機関長官級会合(平成 26 年 10 月)において、両機関は、海上におけるテロへの対処について情報共有を行うとともに連携訓練により対処能力の向上を図ることに合意したほか、日印連携訓練へのスリランカ、モルディブ等の国々の参加や、両機関の関係発展のための職員の技術交流について検討を行っていくことに合意しました。その他、インド、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査を実施しました。また、アメリカやカナダで洋上漂流物の状況把握調査を行う日本の NGO を支援しました。加えて平成 26 年度から 3 年間の計画として、PICES(北太平洋海洋科学機関)の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を開始しました。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査を実施します。(内閣官房、外務省、環境省)
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海での海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図りました。(国交省、環境省)

(3) 海洋に関する国際協力

- 地方自治体や一国のみでは解決できない漂流・漂着・海底ごみ問題については、解決に向けた国際的な取り組みとして、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM(テム))や北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みや、二国間協議の場を活用し、積極的に働きかけを行っています。NOWPAP においては、漂着ごみの回収活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ(ICC)と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 26 年度には、韓国において開催された NOWPAP ICC・ワークショップに日本からも参加し、漂着ごみの回収・収集とともに各国間の情報交換を行いました。(環境省)
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 26 年度には、NOWPAP 各国の専門家と共に、NOWPAP の下で作成された改訂版富栄養化状況評価手順書に基づいて、NOWPAP 海域全体を対象とした富栄養化状況の予備評価に着手し

ました。(環境省)

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」へ参画し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- 国際的な枠組みの下に実施・支援されているアルゴ計画、世界気候研究計画(WCRP)、全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画、国際深海科学掘削計画(IODP)、政府間海洋学委員会(IOC)に参画し、計画の推進をリードすると同時に、観測・研究の実施と情報の充実に貢献しています。また、世界各国の海洋に関する研究機関と共同研究を行うための協定締結を推進しており、平成26年度はブラジルやインドと海洋研究に関する協力意図表明文書を締結しました。(文科省、国交省)
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書策定に資する、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測の精度向上に向けた研究開発を実施しました。(文科省)
- ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢献しています。平成26年度は東経149度に沿った測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。(国交省)
- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。また、ノルウェー地盤工学研究所から研究者を受け入れるなど協働して研究に取り組んでいます。(国交省)
- 我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。また、沿岸3国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)は、平成26年9月にマレーシアで開催された沿岸3国技術専門家会議において、現在の海図が整備されてから15年以上が経過しており、複雑な潮流による海底地形の変化で浅瀬等の危険箇所が現れていることから、同海峡の共同水路再測量調査を日本の協力を得て実施することを決定した。これを踏まえ、我が国は、平成26年12月に東京において「マラッカ・シンガポール海峡に関するハイレベル会合」を開催し、日本と沿岸国の担当局長が一堂に会し、今後、公益財団法人マラッカ海峡協議会が窓口となり調整を図りつつ共

同水路再測量調査を具体的に進めていくことが確認されました。(外務省、国交省)

- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。海上保安庁は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、東南アジア諸国に巡視船や航空機を派遣し、訓練・研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っています。(外務省)
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とする JICA 技術協定プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に 2 年間で計 3 回(平成 25 年 9 月、平成 26 年 8 月及び平成 27 年 2 月)、海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施したほか、平成 26 年 3 月、同国との間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換が行われ、平成 27 年中に巡視艇 2 隻が同国の沿岸警備隊に引き渡される予定です。(外務省、国交省)
- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成 26 年 5 月～7 月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施する JICA「海上犯罪取締り」研修に、海上保安庁では海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。(外務省、国交省)
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)
- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びトルコで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。(国交省)
- 日本・フィリピン・インドネシア三国合同油防除訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。(国交省)

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

- 国立海洋研究法人海洋研究開発機構では、海洋に関する社会教育やアウトリーチ

活動の一環として、大学や研究機関等において、体験学習、出前授業、教員研修セミナー、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などが行われています。また、マスメディアを有効活用した取り組みとして、テレビ番組やソーシャルネットワークを用いた海洋に関する情報発信も行っています。また、国民の海洋に関する知見を深めるため各拠点の施設や船舶の一般公開を平成 26 年度についても行ったところ、述べ 52,521 名の来場者があり、我が国の海洋教育推進に大きく貢献しました。(文科省)

(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。(文科省)
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関(IMO)において、関水康司(せきみず こうじ)氏が事務局長を務めています(任期は平成 27 年末まで)。また、国際海洋法裁判所においては、平成 17 年 10 月以降、柳井俊二(やない しゅんじ)氏が裁判官を務めており、平成 26 年 6 月の選挙で再選されました。(任期は平成 35 年 9 月末まで。平成 23 年 10 月から平成 26 年 9 月末までは同裁判所所長)。平成 24 年 6 月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎(うらべ てつろう)氏が再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています(法律・技術委員会委員として岡本信行(おかもと のぶゆき)氏((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員)(任期は平成 28 年まで)、財政委員会委員として山中真一(やまなか しんいち)氏(外務省職員)(任期は平成 28 年まで))。(外務省、経産省)
- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、例えば、東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っており、平成 26 年度は 146 名が本プログラムに参加しました。(文科省、国交省)
- 東京海洋大学において、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を平成 22 年度から行っています。(文科省)
- また、横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。さらに、海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成 26 年度は神戸大学の練習船、神戸大学及び島根大学の臨海・臨湖実験所を教育関係共同利用拠点に認定し、地域の特色をいかした実習教育を実施しました。(文科省)

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成 26 年 7 月、「第 7 回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、5 名 3 団体が表彰されました。(内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)
- 「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」(第 11 回)が、平成 26 年 7 月 19 日～8 月 3 日にかけて、京都府舞鶴市を中心とする 7 市町村において開催されました。(国交省)
- 毎年 7 月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。(国交省)
- 毎年 7 月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成 24 年度以降は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を各地で実施しています。(国交省)
- 毎年 7 月 16 日から 31 日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。(国交省)
- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com⁹」を継続して運営しています。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。(国交省)
- 「海の駅」の設置を推進するとともに(平成 26 年 12 月現在、全国 151 箇所)「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興、地域の振興を図りました。また、海洋の利用調整ルール、安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施し、ミニボートの安全対策として、ミニボート利用者向けの安全マニュアルを用いた安全講習会を行いました。(国交省)
- 平成 25 年 5 月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の対策効果を検証するため、平成 26 年度に港湾・河川・漁港の三水域合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施しました。(国交省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 26 年度に第 17 回をむかえ、22,780 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待

⁹ 「海の仕事.com」 <http://www.uminoshigoto.com/>

しました。(文科省)

- 自然環境の保全、地域における観光の振興に重要な意義を有するエコツーリズムを推進するプログラムやルール作り等に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。(環境省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。(農水省)

参 考 資 料

- 1 海洋に係る基本的情報・データ
- 2 各府省における海洋に関する業務一覧
- 3 用語集
- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに成立した法律・政令

表1 海洋に係る基本的情報・データ

・世界の状況

項目	データ	備考
国連海洋法条約批准国数	166カ国・地域(平成27年1月)	日本は平成8年6月に批准(国連ホームページより)
世界の海上輸送量	105億2,900万トン(平成26年)	(* 2)
世界の漁業・養殖業生産量	1億9,109万トン(平成25年)	(* 1)
世界の海賊発生件数	245件(平成26年)	国際商業会議所国際海事局(IMB)作成レポートより
うち東南アジア	141件(平成26年)	
うちソマリア沖	11件(平成26年)	
世界の新造船建造量	6575万総トン(平成26年)	(* 2)

・日本の状況

項目	データ	備考	
我が国の船舶数			
外航海運	日本籍船	184隻(平成26年6月30日現在)	我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外航商船群(* 2)
	外国用船	2,382隻(平成26年6月30日現在)	
内航海運	旅客船	2,226隻(平成27年4月1日現在)	(* 2)
	貨物船	5,235隻(平成27年3月31日現在)	(* 2)
漁船	152,998隻(平成25年)	(* 1)	
プレジャーボート(保有隻数)	256,141隻(平成26年度)	特殊小型船(PWC)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨット及び遊漁船の合計(小型船舶統計(日本小型船舶検査機構)より)	
日本人船員数	63,950人(平成26年)	(* 2)	
うち外航船員数	2,271人(平成26年)	(* 2)	
うち内航船員数	27,073人(平成26年)	(* 2)	
うち漁業船員数	19,849人(平成26年)	(* 2)	
その他	14,757人(平成26年)	引船、はしけ、官公庁船の船員数(* 2)	
港湾・漁港の数			
港湾数	994港(平成27年4月1日)	国土交通省港湾局調べ	
漁港数	2,879港(平成27年4月1日)	農林水産省ホームページより	
日本の新造船建造量	1,341万総トン(平成26年)	世界の新造船建造量の20.7%(第3位)(HIS(旧ロイド)資料より)	
海上搬送			
我が国の海上貿易量	9億5,859万トン(平成26年)	総貿易量の99.6%(* 2)	
海上輸送による輸入量	7億9537万トン(平成26年)	総輸入量の99.8%(* 2)	
海上輸送による輸出量	1億6,322万トン(平成26年)	総輸出量の99.0%(* 2)	
国内旅客輸送人員	8,802万人(平成25年度)	(* 2)	
船舶事故隻数	2,158隻(平成26年)	(* 4)	
日本関係船舶の海賊被害件数	9件(平成26年)	国土交通省海事局調べ	
漁業生産等			
漁業・養殖業生産額	1兆4,401億円(平成25年)	(* 1)	
漁業・養殖業生産量	479万トン(平成25年)	(* 1)	
漁業従事者数	17.3万人(平成26年)	岩手・宮城・福島の3県は含まず(* 1)	

表1 海洋に係る基本的情報・データ

(参考) 海洋の面積等

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km ²	地表面積5億1,007万km ² の71.1%(*5)
太平洋海域の面積	1億8,134万km ²	オホーツク、日本海等を含む(*5)
大西洋海域の面積	9,431万km ²	地中海、黒海等を含む(*5)
インド洋海域の面積	7,412万km ²	紅海、ペルシャ湾を含む(*5)
北極海の面積	1,226万km ²	(*5)
海洋の平均水深	3,729m	(*5)
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝(*5)

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km ²	内水を含む (海上保安庁海洋情報部調べ)
我が国の海岸線の距離	3万5,306km	(*3)

* 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

- * 1 水産白書(農林水産省水産庁)
- * 2 海事レポート(国土交通省海事局)
- * 3 海岸統計(国土交通省水管理・国土保全局)
- * 4 海上保安レポート2015(国土交通省海上保安庁)
- * 5 理科年表(丸善/国立天文台編)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)	参事官(国家基盤技術担当)	・海洋分野を含む我が国の科学技術の総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整 等
		参事官(戦略的イノベーション創造プログラム担当)	・SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)「次世代海洋資源調査技術」等に関する業務
	政策統括官(防災担当)	参事官(調査・企画担当)	・東海地震や東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難発生時における人命の救助及び水難の防止に関する業務 等
	警備局	警備課	・津波、高潮等に係る災害警備に関する業務
		外事課	・沿岸警戒に関する業務
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備・運用に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務(国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報)
	入国管理局	警備課	・海港・沿岸警戒に関する業務 ・外国船による密航対策
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム(ARF)における海上安全保障に関する業務
		宇宙室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 地球観測に関する政府間会合(GEO) - 国際移動通信衛星機構(IMSO)
		国際安全・治安対策協力室	・国境を越える犯罪に関するASEAN+3協力に係る業務(海賊対策)
	軍縮不拡散・科学部	不拡散・科学原子力課	・拡散に対する安全保障構想(PSI)に関する業務 ・海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)2005年議定書に係る業務
		国際科学協力室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 統合国際深海掘削計画(IODP) - 北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)
	経済局	経済安全保障課	・エネルギー資源その他の資源や海洋の開発及び利用に関する対外経済関係のうち、日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策等に関する業務 等
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関室	・国際海事機関(IMO)に関する業務 ・国際水路機関(IHO)に関する業務
		地球環境課	・生物多様性条約(CBD)に関する業務 ・ロンドン議定書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務(含:大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
外務省	各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築、維持及び運用に関する業務
財務省	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務
文部科学省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育(水族館等の博物館を含む。)における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づく、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務 等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・国立研究開発法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・海洋鉱物資源探査技術高度化、海洋生物資源確保技術高度化、及び東北マリンサイエンス拠点形成事業等、海洋に関する研究開発事業の実施に関する業務 ・統合国際深海掘削計画(IODP)の推進、及び政府間海洋学委員会(IOC)への参画など、海洋に関する国際協力業務 等
		環境エネルギー課	・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するための、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	国立研究開発法人 海洋研究開発機構		・海洋に関する基盤的研究開発(海底資源研究開発、海洋・地球環境変動研究開発、海域地震発生帯研究開発、海洋生命理工学研究開発、先端的基盤技術の開発及びその活用) ・研究開発基盤の運用・供用 ・海洋科学技術関連情報の提供・利用促進 ・世界の頭脳循環の拠点としての国際連携と人材育成の推進 ・産学連携によるイノベーションの創出と成果の社会還元等の推進 等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部(伝統文化課、記念物課、参事官付(建造物担当))	・文化財(海洋に関連のある文化財を含む)に関する業務
農林水産省	林野庁	国有林野部(経営企画課、業務課)、森林整備部(治山課、研究指導課)	・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
	水産庁	漁政部(漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官)	・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に係る業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	水産庁	資源管理部 (管理課、漁業調整課、国際課)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源管理指針・資源管理計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部 (研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等に関する業務
		漁港漁場整備部 (計画課、整備課、防災漁村課)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法に基づく漁場整備・漁港整備等に関する業務 ・漁村・漁港海岸事業に関する業務、水産関連施設の災害復旧に関する業務
	国立研究開発法人 水産総合研究センター		<ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発 ・沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発 ・持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発 ・水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発 ・上記研究開発の基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発 等
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーに関する政策に関する業務(洋上風力発電等の海洋エネルギー利用を含む。)
		資源・燃料部 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部 石油・天然ガス課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下の石油、可燃性天然ガス(メタンハイドレートを含む)のエネルギー資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部 鉱物資源課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務
	商務流通保安グループ	鉱山・火薬類監理官付	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山の保安に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、深海底鉱業を行うことに伴う保安に関する業務等
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する業務 ・海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務 等
	国土政策局	総合計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・国土形成計画のうち海域の利用及び保全に関する事項の企画及び立案並びに推進に関する業務
		離島振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・離島の振興に関する業務
			特別地域振興官
	都市局	公園緑地・景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜部における都市公園整備等に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	水管理・国土保全局	水政課	・海岸(港湾に係る海岸を除く。)の行政監督に関する業務 ・公有水面(港湾内の公有水面を除く。)の埋立てに係る認可等に関する業務 等
		河川環境課	・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	・総合的な土砂管理の取組に関する業務
		防災課	・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務
		砂防部 保全課海岸室	・海岸(港湾に係る海岸を除く)の整備、利用、保全その他管理に関する業務 ・低潮線保全区域における低潮線の保全に関する業務
		下水道部	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
	海事局	総務課	・海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する業務 等
		海洋・環境政策課	・海事局の海洋開発・利用及び環境保全関係事務に関する総合的な政策の企画・立案・調整等
		安全政策課	・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		船員政策課	・船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する業務 ・船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する業務 等
		外航課	・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務等
		内航課	・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		船舶産業課	・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務 等
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務 等
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務 等
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務(海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること 等) ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供 等
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	国立研究開発法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等
	港湾局	総務課	・港湾及び航路の管理に関する業務 ・港湾内の公有水面埋立の認可に関する業務 等
		港湾経済課	・港湾運送及び港湾運送業の発達、改善及び調整に関する業務 ・港湾の利用に関する業務 ・港湾等の整備、利用及び保全に関する情報化に関する業務 等
		計画課	・港湾及び航路の整備及び保全に関する計画及び港湾等の基本的な政策の企画、立案に関する業務 ・港湾及び航路に関する基礎的な調査に関する業務 ・港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整備、保全又は地域の振興に関する業務
		産業港湾課	・港湾における産業の国際競争力強化のための港湾の整備等に関する基本的な政策の企画、立案に関する業務 ・民間都市開発推進法のうち港湾施設に関する業務 ・港湾に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する業務 等
		技術企画課	・港湾等の整備及び保全に関する工事の実施、検査及び指導に関する業務 ・港湾の施設に関する技術上の基準に関する業務 等
		海洋・環境課	・港湾に係る事務で海洋に関する基本的な計画に関する業務 ・港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画及び事業の事業計画に関する業務 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務 ・特定離島港湾施設の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する業務 等
		海岸・防災課	・港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する業務 ・港湾及び航路に関する災害の防止及び復旧に関する業務 ・港湾に係る危機管理に関する業務 等
	国立研究開発法人 港湾空港技術研究所		・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等
	航空局	航空ネットワーク部 環境・地域振興課	・離島航空路線の維持を図るための補助、離島における就航率の向上等を図るための衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費の補助に関する業務
	国土地理院	測地部	・排他的経済水域(EEZ)の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		基本図情報部	・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター	・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25験潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ島島等における位置決定のための連続観測に関する業務
地理地殻活動研究センター		・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設(144施設)の潮位観測データの一元的提供に関する業務	
気象庁		・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 -海上の気象等の観測及びその成果の発表 -海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 -地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 -高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 -海流、海水温、海水等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 -気候に関する情報の収集及び発表	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務	
国土交通省	気象庁	気象研究所	・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務 等	
	海上保安庁	総務部	・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務	
		装備技術部	・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務	
		警備救難部	・刑法犯、海上環境事犯、密漁等の海上犯罪対策、密輸・密航対策、海賊対策、テロ対策、領海警備、不審船・工作船対策、海難救助、マリンレジャーの安全推進、海上防災対策、海洋環境保全対策 に係る業務 等	
		海洋情報部	・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務	
		交通部	・海上交通ルールの設定や航路標識の管理、海難の調査等、海上交通の安全に関する業務	
	地方整備局	河川部	・海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務	
		港湾空港部	・港湾及び港湾海岸の整備、利用、保全及び管理に関する業務	
	北海道開発局	港湾空港部	・北海道における港湾及び港湾海岸の整備、利用、保全及び管理に関する業務	
		農業水産部	・漁港漁場整備法に基づく漁港整備の実施に関する業務	
		建設部	・北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務	
	運輸安全委員会			・船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 ・関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	海難審判所			・海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋・防災研究部	・沿岸海洋における環境・防災に関する調査・研究及び開発業務 ・沿岸域における総合的な計画に関する調査・研究及び開発業務	
		港湾研究部	・港湾及び航路の整備・利用計画に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾の配置・機能・能力に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾施設の設計及び技術上の基準に関する調査・研究及び開発業務	
河川研究部		・海岸及び海岸構造物に関する調査、試験、研究及び開発及び技術の指導 ・海岸及び海岸構造物に関する技術上の基準に関する調査研究		
環境省	水・大気環境局	水環境課	・公共用水域(海域を含む)の水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 ・都道府県等が実施する公共用水域(海域を含む)の水質常時監視結果の集計等に関する業務	
		水環境課 海洋環境室	・海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査等に関する業務 ・国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 ・漂流・漂着ごみの削減に向けた取組の推進に関する業務 等	
	自然環境局	総務課 生物多様性センター	・自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)に関する業務	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
環境省	自然環境局	自然環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域(海域を含む)の指定に関する業務 ・自然環境保全地域の海域特別地区での許可業務 ・国内のサンゴ礁保全及びサンゴ礁保全のための国際ネットワークの推進に関する業務 ・海洋生物多様性保全戦略の実施に関する業務 等
		国立公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の海域公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 ・国立・国定公園における海域公園地区の指定に関する業務 ・オニヒトデ駆除、海岸清掃等の海域の適正管理に関する業務
		国立公園課 国立公園利用推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> ・海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 ・海洋生物の種の絶滅のおそれの評価に関する業務 ・国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務 等
	地球環境局	地球温暖化対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・浮体式洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの技術開発・実証・普及に関する業務 ・潮流、波力等海洋エネルギーの技術開発・実証に関する業務
		研究調査室	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模の温室効果ガスの観測に関する業務
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸(海岸保全区域外)に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 ・海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備に対する市町村への支援に関する業務 等
		浄化槽推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の整備に関する業務
	原子力規制委員会	監視情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づく放射性物質のモニタリングに関する業務
	防衛省	防衛政策局	防衛政策課
国際政策課			<ul style="list-style-type: none"> ・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
防衛計画課			<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
調査課			<ul style="list-style-type: none"> ・海洋情報に関する業務
運用企画局		事態対処課	<ul style="list-style-type: none"> ・海上警備行動、海賊対処行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
海上幕僚監部			<ul style="list-style-type: none"> ・海上における人命・財産の保護、周辺海域の警戒監視を含む海上自衛隊の隊務の計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の計画の立案に必要な情報に関する計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の能率的運営の調査及び研究に関する業務 ・海上自衛隊の部隊等の管理及び運営の調整に関する業務 ・海上自衛隊について防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する業務

表3 用語集

用語集

本用語集は、海洋基本計画用語集 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318yougo.pdf>) に「平成27年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策(海洋の年次報告)」で使われた用語を追加した資料です。
説明は海洋基本計画及び海洋の年次報告に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではありません。

用語	説明
あ行	
アウトリーチ活動	専門家や関係機関が一般社会に向けて、分かりやすく親しみやすい形で教育普及・啓発活動等の働きかけを行う活動。国民との双方向的な対話を通じて、国民が海洋に関する夢、感動、海洋の魅力を体感することにより、海洋に関する理解の増進に資する効果を有する。
アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)	アジア太平洋地域の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議。英国際戦略問題研究所主催。国防大臣クラス等の他、研究者等が参加。
アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)	東南アジアにおいて急増する海賊・海上武装強盗に対処するため、海賊等に関する情報共有と各国の協力体制の構築を通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的として、アジア諸国を始めとする関心国間で結ばれた協定。同協定に基づき、情報共有センターはシンガポールに設置され、締約国間の海賊等に関する情報共有等を行っている。平成27年3月現在の締約国は20カ国。
アジア人船員国際共同養成プログラム	船舶の安全運航のためには船員の質の向上を図ることが重要であること、今後世界規模での船員逼迫が予想されること、資質の高いアジア人船員の確保が我が国の海上輸送の確保上依然として重要であることから、優秀なアジア人船員を育成・確保するため、我が国主導で策定するプログラム。各国船員教育機関の教官のスキルアップを図るため、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、乗船研修機関及び座学研修機関において、教育現場における実務内容に即した研修を行い、日本の船員養成スキルを各国の船員教育に反映させるものであり、アジア各国における船員教育システム全体の改革を我が国が支援する等の取組を内容とする。
アジア太平洋経済協力(APEC)	アジア太平洋経済協力(APEC:Asia-Pacific Economic Cooperation)はアジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組みであり、経済規模で世界全体のGDPの約6割、世界全体の貿易量の約5割及び世界人口の約4割を占め、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、人間の安全保障、経済・技術協力等の活動を行っている。
アジェンダ21	1992年の国連環境開発会議で採択された行動計画。大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策などの具体的問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定している。
アルゴ計画	世界気象機関及び政府間海洋学委員会などの協力のもと、国際的な枠組みにより、世界の海洋を常時観測するシステムとして中層フロート(海面から深さ2,000メートルまでの間を自動的に浮き沈みしながら水温・塩分を観測し、そのデータを人工衛星経由にて通報する観測機器)を全世界に約3,000台投入して、海洋の状況をリアルタイムに把握する計画。平成19年11月に3,000台投入という目標を達成した。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落(藻場)が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象。
イノベーション・システム	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと(イノベーション)を目的とし、その過程に関係する機関(主役となる企業、知識を提供する公的研究機関、大学等)の活動、これらの機関の相互間での資源(知識、人材等)の流れ及びそれぞれの活動に影響を与える外的要因(例:政府による規制・奨励策、金融政策、雇用政策、教育・人材育成政策等)の総体を指す。
インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。学生の主体的な職業選択や高い職業意識の育成、就職後の職場への適応力や定着率向上、自主性・独創性のある人材の育成等の意義がある。
「海における法の支配の三原則」	平成26年5月にシンガポールで行われた第13回シャングリラ・ダイアログにおいて、安倍総理が基調講演の中で提唱。①国家は法に基づいて主張をなすべし、②主張を通すために力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべし、の3つからなる。
海の月間	広く国民の「海」に対する理解と認識を深めるため、政府、地方公共団体、海にかかわりのある様々な団体等が協力して、より活発な広報活動等に取り組む期間として設けられているもの。国民の祝日「海の日」を含む7月1日から31日までの期間。
海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを目的に、国民の祝日に関する法律に定められた国民の祝日。7月の第3日曜日。明治9年に、明治天皇のご巡幸の際、灯台巡回船「明治丸」で函館から横浜にご到着された日を記念した「海の記念日(7月20日)」を、平成8年から国民の祝日としたもの。

表3 用語集

用語	説明
運航トン数	運航する船舶の純トン数。純トン数は、船舶の大きさを表す一つの指標で、重量を表す単位とは異なり、それぞれの船舶の旅客や貨物の運送に使用する場所の大きさ(容積)で表される。その船舶の利益を上げるための場所の大きさとみなして、種々の税金や手数料を定める根拠として用いられている。
運輸安全マネジメント制度	運輸事業者自らが、経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的としたもの。本制度では、各事業者は輸送の安全を確保するための事業運営方針、事業の実施及び管理に関する体制や方法について定めた規程(安全管理規程)の作成・届出、経営中枢で安全管理体制を統括管理する立場の者(安全統括管理者)の選任等を行い、安全管理体制の継続的な改善が求められる。また、国は各事業者に立入り、安全管理体制の実施状況の確認、安全管理体制の更なる向上のための評価・助言を行う運輸安全マネジメント評価を実施する。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
沿岸域	海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域。沿岸域は、様々な自然環境や多様な機能を有し、陸域の影響を顕著に受け、様々な利用が輻輳していることから、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる範囲については、海域及び陸域における諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずべき区域でもある。
沿岸漂砂 (えんがんひょうさ)	沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。長期的に海岸侵食や港湾の埋没を引き起こす原因となる。
オゾン層	地上から約10～50km上空の成層圏に存在するオゾンにより形成される、地球を取り巻く層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。
か行	
海岸保全施設	海岸保全区域(津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域)内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。
外航	本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海。
海溝型地震	海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震を総称して海溝型地震と呼ぶ。ある程度の間隔を周期として定期的に発生すること、規模がマグニチュード8以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることが特徴。我が国周辺では、平成23年3月11日に発生した平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9.0)や、近い将来の発生が指摘されている東海地震等が例として挙げられる。
海山	円形または楕円形の底面をもち、周囲の海底から1,000m以上そびえ立つ独立した海面下の隆起部。比較的急な斜面を有し、かつ小さな頂部を有して、浸食されていない陸上火山の地形に類似する。平たい山頂部や斜面部にはコバルトリッチクラストが広く分布するものがある。周辺の海底面からの比高が1,000m未満のものは海丘という。
海象 (かいしょう)	波浪や潮流などの、海洋における自然現象。海象観測により得られたデータは、地球環境変動予測や海洋上での安全な活動、海岸保全対策の実施等の資料として利用される。
海上人命安全条約 (SOLAS条約)	タイタニック号の遭難事故を契機に、それまで各国に任されていた船舶の安全性確保について国際的に取り決めた1914年の条約が最初のもので、現在は1974年に採択された本条約が効力を有している。船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運航の管理に係る技術要件について規定されている。正式名称は「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」。日本は1980年に締結、同年発効。
海底熱水鉱床 (かいていねつすいこうしょう)	海底から噴出する熱水が低温の海水と接触することにより、銅、鉛、亜鉛、金、銀、レアメタル等の金属成分が析出・沈殿してできた多金属鉱床。水深500～3,000mの海底に分布している。我が国では昭和60年度から調査を開始し、沖縄近海、伊豆・小笠原海域などで鉱床が発見されている。
開発保全航路	重要な航路であるため、国が開発及び保全する必要がある航路。航路の機能を確保するため、維持浚渫、障害物の除去、パトロール等の維持管理を行っている。

表3 用語集

用語	説明
海洋汚染防止条約 (MARPOL条約)	船舶の航行に起因する環境汚染(油、有害液体物質、危険物、汚水及び廃棄物による汚染等)を防止するため、船舶の構造設備等に関する基準を定めた国際条約。日本は、1983年に「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」を締結。同年、同議定書とともに本条約は効力を生じた。1997年の改正議定書により、オゾン破壊物質や窒素酸化物などの排ガスを規制する附属書VIが追加された(同改正議定書については、日本は2005年に締結、同年発効)。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を審議することを目的として、科学技術・学術審議会に設置されている分科会。
海洋航行不法行為防止条約2005年議定書(仮称)	海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)を改正するための議定書。新たに船舶を使用した一定の不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等を条約上の犯罪とし、それらの行為を防止・抑止するための乗船等について規定するもの。2005年10月に採択された。12か国が締結した日の後90日の日に効力を生じる。2014年3月末時点で29か国・地域が締結。2010年7月に発効。 なお、SUA条約とは、暴力等を用いた船舶の奪取及び管理並びに船舶の破壊等行為の犯人又は容疑者が刑事手続きを免れることがないよう、締約国に対し、一定の場合には裁判権を設定すること及びこのような行為を引渡犯罪とすることを義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか、訴追のため事件を自国の当局に付託するかいずれかを行うことを定めたもの。1988年に採択され1992年に発効した(日本は1998年に締結)。2014年3月末時点で164か国・地域が締結。
外洋上プラットフォーム	海洋空間利用の基盤となる施設で、深い海域にも対応できる浮体構造式構造物。洋上での発電用風車の稼働等を可能とするため、構造の強度や信頼性の向上のための技術、係留技術等の要素技術を確立した。
海洋情報クリアリングハウス	国内の各機関がそれぞれ保有し提供している海洋情報を容易に検索し利用できるよう、それら海洋情報の概要や入手方法等の所在情報をデータベース化しインターネットを通じて提供するシステム。
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針	海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等を図るに当たって基本的な事項を定めた指針。概ね5年ごとに定めている。
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣が定める計画であり、資源の動向を基礎として漁業の経営状況等を勘案し、第1種特定海洋生物資源(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、ずわいがにの7魚種)について漁獲可能量を、第2種特定海洋生物資源(あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの9魚種)について漁獲努力可能量を定めるもの。毎年少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときには変更される。
海洋生物多様性保全戦略	海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とし、基本的な考え方と施策の方向性を示すため、環境省が関係省庁の協力を得て平成23年3月に策定したもの。この中に我が国の海洋保護区の定義が定められている。
海洋大循環	海洋の表層と深層における大洋から全球規模のスケールで循環する流れを合わせて、海洋大循環という。 表層の循環(風成循環)は海上を吹く風によって駆動され、一方、深層の循環(熱塩循環)は水温と塩分によって決まる密度の差によって駆動される。表層の循環は時計回りと反時計回りの水平的な循環(亜熱帯循環と亜熱帯循環)であるのに対し、深層循環は南北方向の鉛直の循環(子午面循環)である。 深層循環は、海面付近で冷却され密度が大きくなった海水が海底付近まで沈み込むグリーンランド沖や南極大陸周辺海域を出発点としている。その後、太平洋、インド洋、及び大西洋の約4000m以深を広がり、周囲の海水との混合などによって徐々に浮力を得て、2000~3000mの深さを通って、約1000年の時間スケールで全球を循環して出発点へと戻っていく。
海洋地球観測探査システム	第3期科学技術基本計画にて選定された国家基幹技術の一つであり、衛星による全球的な観測・監視技術と深海底下までをカバーする海洋探査技術により得られる各種データを有機的に統合し、社会的・科学的に有用な情報に変換して提供するシステム。我が国の地球環境観測、災害監視、資源探査などに貢献することが期待される。
海洋バイオマス	バイオマスとは、生物(bio)の量(mass)に由来し、「バイオマス活用推進基本法」では、「動植物に由来する有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。)」とされている。例えば海洋中に存在する微細菌類や海藻等に由来するバイオマスは、種類が多様で地域特性に差がある、季節変動が大きい、塩分・水分を多く含んでいる等の特徴を有している。未利用の部分が多いことから、それらからの有用成分の抽出やエネルギー変換による利用が期待されている。

表3 用語集

用語	説明
海里 (かいり)	長さの単位。1海里は1,852m。また、船の速さは通常1ノット(1時間で1海里進む速さ)を単位として表す。
科学技術・学術審議会	文部科学大臣の諮問に応じて科学技術の総合的な振興や学術の振興に関する重要事項についての調査審議等を行う文部科学省に置かれている審議会。海洋の開発に関しては、文部科学大臣または関係各大臣の諮問に応じて調査審議等を行う。
科学技術基本計画	平成7年に制定された科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される科学技術の振興に関する基本的な計画。平成18年度から平成22年度までを期間として平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」の2点を基本姿勢とし、「フロンティア分野」等について分野別推進戦略を定めて、計画期間中に集中投資を必要とする「戦略重点科学技術」の選定を行うなど、各分野内の重点化を図ることとしている。
拡散に対する安全保障構想 (PSI)	大量破壊兵器等の拡散防止のため、各国が、国際法・各国国内法の範囲内でとりうる措置を実施・検討するための取組。(PSI:Proliferation Security Initiative)。
拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)	地域における共通の安全保障上のさまざまな課題を幅広く取り上げるため、ASEAN域内における防衛当局に、我が国を含めたASEAN域外国8か国(米国、豪州、韓国、インド、NZ、中国及びロシア)を「プラス国」として加えた閣僚級会合。
管轄権 (かんかつけん)	国家がその国内法を一定の範囲内にある人、物などに対して具体的に適用し行使する権利。
環境と開発に関するリオ宣言	1992年の国連環境開発会議で採択された行動原則。1972年(昭和47年)のストックホルム会議の「人間環境宣言」に沿い、さらにこれを拡張する形で、全部で27の原則を定立したものである。人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活をおくる資格があること、各国は自国の資源を開発する主権的権利を有するが同時に各国の活動が他国の環境に損害を与えないようにする責任があること、開発の権利の行使は現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たす必要があること、環境保護と開発の一体性、持続可能な開発のために貧困の撲滅に協力して取り組む必要があることなどを示している。
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	1988年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)
旗国 (きこく)	船舶の国籍国(登録国)。
技術経営	研究開発の成果等高度な「技術」に、市場を知り戦略を立て経済的価値に結び付ける「経営」を融合させ、売れる商品やサービスを創出すること。MOT(マネジメント・オブ・テクノロジー)とも呼ばれる。
基礎試錐 (きそしすい)	試錐とは物理探査の結果等を踏まえ、原油やガスの存在の可能性が高い地域を選定し、大型の掘削装置を用いて試掘を行い、地下の地質構造を直接的に把握する調査。基礎試錐とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査(基礎調査)の中で行う試錐を指す。
基礎物理探査	物理探査とは、地下の岩石や鉱物の物理的性質を利用して、地下構造や有用鉱物等の所在を解明するもので、地震探査、重力探査、磁気探査がある。海洋においては、調査船から海中に弾性波を放射し、海底及び海底下の構造によって返ってきた反射波を解析する地震探査法が主に用いられる。基礎物理探査とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査(基礎調査)の中で行う物理探査のことを指す。
機能性食品	栄養以外の何らかの生理作用を持つ成分を活かした加工食品。魚介類には、ペプチド、鉄分、DHA等の健康機能性成分が豊富に含まれており、水産物の健康機能が世界的に注目されている。
競争的資金	広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、複数の専門家等による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、実施すべき課題を採択し、研究者等に配分される研究費。
協力メカニズム(マラッカ・シンガポール海峡の)	マラッカ・シンガポール海峡における安全のための沿岸国・利用国・利用者による国際協力の枠組み。平成19年9月にマラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議において発足。沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場としての「フォーラム」、沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国との調整の場としての「プロジェクト調整委員会」、航行援助施設の整備・維持管理に関する「航行援助施設基金」の3つの内容からなる。

表3 用語集

用語	説明
漁獲可能量(TAC)制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限(TAC)を設定する制度。(TAC: Total Allowable Catch)
漁獲努力可能量(TAE)制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量(隻・日数)の上限(TAE)を設定する制度。(TAE: Total Allowable Effort)
漁業調整委員会	漁業法に基づき、水面の総合的な利用、漁業生産力の発展、漁業の民主化を図るため、漁業者及び漁業従事者を主体として設立される漁業調整機構。海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の3種類があり、紛争の調整及びその未然防止を図るための指示をすることができる。
漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則。
漁場保全の森づくり	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施する取組。
金属回収技術	鉱床から採掘された鉱石から、有用金属を選択的に取り出す技術。選鉱と製錬の2つの工程がある。選鉱は、鉱石の中から有用鉱物のみを分離回収する工程。製錬は、選鉱された有用鉱物から不純物を取り除いて有用金属を取り出す工程。
グリーンニューディール	自然エネルギーや環境分野への大型投資を通じた景気浮揚策のこと。
経済協力開発機構(OECD)	経済成長、開発途上国援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とした、市場主義を原則とする先進諸国の集まり。全世界的な広がりを持つ国際機関において、先進諸国が足並みを揃える必要がある場合の調整の場となることもある。OECDには世界の造船業に関する唯一の多国間政策協議の場として「造船部会」が置かれ、日本、欧州各国、韓国等の主要造船国が加盟し、公正な競争条件の確保に関する問題等についての協議を行っている。(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)
経済連携協定(EPA)	物品の関税やサービス貿易に関わる障壁の撤廃、市場制度や経済活動の一体化等により経済関係の強化を目指し、ある国や地域が海外の国や地域と結ぶ対象分野の広い国際約束。(EPA: Economic Partnership Agreement)
減圧法	メタンハイドレートの生産手法の一つ。地下の低温・高圧下で安定状態にあるメタンハイドレート層の圧力条件を下げることにより、メタンハイドレートを分解させメタンガスの生産を促す手法であり、我が国が開発に取り組んでいるもの。
公海	いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分(国連海洋法条約第86条)。公海では、航行の自由、漁獲を行う自由、人工島その他の設備を建設する自由、科学的調査の自由等が認められている(公海自由の原則)。
鉱区開放	ある国が自国の領域内の鉱区を国際入札等に付することにより、外資を導入すること。
航行援助施設	灯台、浮標(ブイ)などの船舶の安全な航行を支援する施設。
航路標識	灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設。(航路標識法第1条第2項)
国際海事機関(IMO)	船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立(設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称)。日本は設立当初に加盟国となり、理事国の地位を保持している。2015年3月末現在、171の国・地域が正式に加盟し、3地域が準加盟国となっている。
国際海洋データ・情報交換システム(IODE)	政府間海洋学委員会の下で、国際間の海洋データ・情報の交換を促進することを目的として設置された国際的な枠組み。(IODE: International Oceanographic Data and Information Exchange)

表3 用語集

用語	説明
国際海洋法裁判所	国連海洋法条約に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争等の司法的解決を任務として、1996年に設立された機関。
国際コンテナ戦略港湾	広域からの貨物集貨や港湾運営会社による一体的な港湾運営を図るとともに、高規格コンテナターミナルの整備等を集中して実施することで、基幹航路の維持・拡大を図ることを目的とした港湾。2010年8月、阪神港及び京浜港を国際コンテナ戦略港湾として選定した。
国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)	日米が中心となり、1995年(平成7年)に開始されたサンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的な枠組み。地球規模でのサンゴ礁モニタリングの推進等を実施する。我が国は、地域会合等を開催することにより、その活動を推進している。(ICRI:International Coral Reef Initiative)
国際バルク戦略港湾	我が国の産業の国際競争力や国民生活を根底から支える国際バルク貨物(穀物、鉄鉱石、石炭)について、その安定的かつ安価な供給を支えるべく、政策手段と投資を集中する港湾。2011年5月、国際バルク戦略港湾の選定を行った。
国連海洋法条約	正式名称は「海洋法に関する国際連合条約」。英語名は“United Nations Convention on the Law of the Sea(UNCLOS、読み方はアंकロス)”。1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等多岐にわたる。
国連環境開発会議	ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで1992年6月に開催された、環境と開発を包括的に扱った初めてのサミット。21世紀に向けての行動計画「アジェンダ21」等を採択。通称:地球サミット。
国家基幹技術	国家的な大規模プロジェクトとして第3期科学技術基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術。国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組む技術として、総合科学技術会議により「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「X線自由電子レーザー」の5つが選定されている。
コバルトリッチクラスト	海山の斜面や頂部に海水中の金属成分が付着してできたコバルト含有率の高い鉱床。水深1,200～5,500mの海山に分布している。コバルト以外にもマンガン、銅、ニッケル、白金等を含有。我が国では昭和62年度から調査を開始し、周辺海域の海山において鉱床が発見されている。
さ行	
栽培漁業	魚介類は、自然界ではふ化直後の稚仔の減耗率が極めて高いため、人間の管理下で一定の大きさまで育成させた種苗を天然水域に放流し、適切な管理を行い、水産資源の持続的な利用を図ろうとするものである。
採鉱技術(さいこうぎじゅつ)	地中(海底)から鉱物を含んだ岩石等を採取して地上(海上)に搬出するまでの作業に係る技術。
里海	人手が適切に加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域を指す概念。里海づくりでは、生態系・物質循環の健全化とふれあいの視点からの取組が、地域住民、漁業者、NPO、行政等の多様な主体の協働により、持続的に行われることが重要とされる。
三次元物理探査	二次元物理探査と同じ原理で、反射波を捉える受信器を付けたケーブルの数を増やすことにより、地下構造を三次元的に把握する探査手法。
暫定水域等(ざんていすいいきどう)	日韓、日中間で漁業に関する水域の境界の画定について合意が得られていない水域で自国の漁船に対して取締りと管理を行うこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
サンドバイパス	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。これとは逆に、流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法をサンドリサイクル工法という。
参与会議	総合海洋政策本部に置かれ、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる役割を担う海洋に関する幅広い分野の専門家から構成される有識者会議。

表3 用語集

用語	説明
資源外交	エネルギー・鉱物資源の安定供給確保を目的として、政府が資源産出国の政府や国営企業との良好な関係を構築しその関係を強化するとともに、必要に応じ両国の首脳・閣僚間において対話を積極的に行うこと。
資源管理指針	今後の水産資源管理のあり方について国及び都道府県が定める基本の方針であり、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を内容とするもの。
資源管理計画	資源管理指針に基づき関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに自主的に作成するもので、資源管理指針に記載された魚種又は漁業種類ごとの資源管理措置について、その規模等を具体的に記した計画。
資源ナショナリズム	自国に存在する資源を自国で管理・開発しようという動き。資源の所有権を強く意識する考えが、民族・国土を重視するナショナリズムに例えられている。
自然公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される。国立・国定公園では、公園ごとに保護と利用のための公園計画が定められ、そのための施設整備や地種区分に応じた行為の規制が行われる。
持続可能な開発	「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発とされている。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。
シャングリラ・ダイアログ	「アジア安全保障会議」の項を参照。
重要自然マップ	東日本大震災後の津波浸水域を中心にした自然環境調査の成果を、地域の復興事業などに活用してもらうことを目的に、自然環境保全上重要と考えられる地域やその取扱い上の留意点等をわかりやすく地図化したもの。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
商業化	採取技術の開発、資源量の把握により経済的な生産が可能となること。
深海底	大陸棚の外縁の外の海底とその地下。国連海洋法条約は、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下(同条約第1条)と規定する。また、深海底及びその資源は「人類の共同の財産」とされ、いずれの国もこれらについて主権の主張、専有等を行ってはならない(同条約第136,137条)。なお、深海底における「資源」とは、自然の状態での深海底の海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源(多金属性の団塊を含む。)をいう(同条約第133条)。
政策資源	政府や独立行政法人等政府機関が有する予算・人員・設備等。それが有限であることに着目して用いられる。
生態系	地球上の生物と大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」。
政府間海洋学委員会 (IOC)	加盟国の共同活動を通じて、海洋の自然現象及び資源に関する知識を増進させるために科学的調査を促進することを目的として発足した委員会。(IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission)
生物多様性	地球上のすべての生物に違いがあることをいうもの。森林や川、サンゴ礁など様々なタイプの自然があること(生態系の多様性)、いろいろな種類の生物がいること(種間の多様性)、同じ種でも異なった遺伝子を持つこと(種内の多様性)の3つのレベルでの多様性がある。生物多様性は生命が地球に誕生してからの約40億年に及ぶ進化の結果創り上げられたもので、地球上の全ての生命の存続を支えている。生物多様性を保全し、その構成要素の持続可能な利用等を目的とした国際的枠組みとして「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」がある(1993年発効、日本同年締結)。

表3 用語集

用語	説明
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、政府が定める生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。わが国では平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、19年、22年の3度にわたり改定が行われた。その後、平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年9月28日に閣議決定された。
世界気候研究計画(WCRP)	世界気象機関(WMO)、国際科学会議(ICSU)及び政府間海洋学委員会(IOC)のもとで行われている、気候変動予測及び人間活動が気候に及ぼす影響の研究。(WCRP:World Climate Research Program)
世界貿易機関(WTO)	品物やサービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の紛争を解決し、更に自由で公正な貿易を進めるための多国間貿易交渉(ラウンド)を開催することを目的とする国際貿易に関するルールを取扱う唯一の国際機関。1995年設立。(WTO:World Trade Organization)
全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画	既存及び将来の人工衛星や地上観測などの多様な観測システムを連携し、世界全域を対象とした包括的な地球観測システムを10年間で構築する計画。(GEOSS:Global Earth Observation System of Systems)
船舶が満たすべき安全基準	海上人命安全条約(SOLAS条約)等に基づく、船舶の安全に関する基準。各国政府において、船舶が満たすべき基準として整備される。その基準が遵守されているか確認する検査(船舶検査)を各国が実施すること等により、船舶の安全性が担保される。
船舶自動識別装置(AIS)	船舶の位置、速力、針路等の情報及び安全に関する情報をVHF(超短波)帯の電波で送受信するもので、船位通報の自動化、運航者の労力軽減及び通信のふくそう化の防止並びに船舶相互の衝突防止等が期待されるシステム。国際航海に従事する旅客船と300トン以上の船舶、国内航海に従事する500トン以上の船舶に搭載が義務付けられている。略称はAIS(Automatic Identification System)
戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)	内閣府「総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)」が自らの司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて、科学技術イノベーションを実現するために平成26年度に新たに創設したプログラム。国家的・経済的重要性等の観点から10の対象課題を設定しており、その一課題として、「次世代海洋資源調査技術」がある。略称はSIP(Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program)
船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準	船舶には、設計、建造、運航の各段階ごとに、船舶そのものの安全、運航の安全、環境の保護、保安確保等に関する様々な基準が適用される。また近年では、船舶が解体されリサイクルされる段階での環境問題等が深刻化していることを受け、船舶やその解体施設等に対して船舶のリサイクルにおける環境汚染問題や労働災害を最小限にするための要件を定めた「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択された。
総合海洋政策本部	海洋基本法に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に置かれている組織。すべての国務大臣で構成され、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び海洋政策担当大臣。①海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務、②関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務、③その他、海洋に関する重要施策の企画、立案、総合調整に関する事務をつかさどる。
総合科学技術・イノベーション会議	総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的として、内閣府に設置されている、内閣総理大臣を議長とする会議。政府全体の科学技術に関する総合戦略・資源配分方針等の作成や国家的に重要な研究開発等の評価を行っている。
た行	
大水深域	水深1,000～3,000m級の海域。海外の石油開発では、近年、技術の進展によりメキシコ湾、ブラジル沖等の水深1,000～3,000m級の海域において、石油坑井の掘削や石油の開発生産が行われている。我が国では、これまでこのような水深の海域での開発は皆無に近く、このような水深の海域を一般的に大水深域と呼んでいる。

表3 用語集

用語	説明
大陸棚	<p>国連海洋法条約は、沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であって領海基線から200海里(約370km)の距離までのものを当該沿岸国の大陸棚とするとともに、同条約が定める一定の条件の下で200海里を超える大陸棚を設定できる旨規定している(同条約第76条)。沿岸国が延長大陸棚を設定しようとする場合、200海里を超える大陸棚に関する情報を大陸棚限界委員会に提出し(大陸棚延長申請)、その勧告を得た後、当該勧告に基づき、適当な国内手続に従って設定する必要がある。国連海洋法条約上、沿岸国には、大陸棚の探査、天然資源の開発等の主権的権利が認められている(同条約第77条)。向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法に基づいて合意により行う(同条約第83条)。</p>
大陸棚の限界に関する委員会	<p>国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される委員会。同条約の締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の専門家21名で構成され、個人の資格で職務を遂行する。同委員会は、大陸棚の外側の限界が200海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータ等を検討し勧告を行う。</p>
大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書2005年議定書(仮称)	<p>固定プラットフォームを起点とした一定の不法行為等を犯罪とするもの。2005年10月に改正が採択された。改正議定書は、海洋航行不法行為防止条約条約2005年議定書(仮称)の発効を条件として、3か国が締結した日の後90日目の日に効力を生じる。2011年3月現在で16か国が締結。2010年7月に発効。</p>
地域漁業管理機関	<p>ある一定の広がりをもつ水域(例:インド洋)の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)等がある。</p>
地球深部探査船「ちきゅう」	<p>地球内部の調査を行うために我が国が建造。2005年7月に完成し、海洋研究開発機構(JAMSTEC)が運用している科学掘削船。水深2,500m(将来的には4,000mを目指している)の海底から約7,000mまで掘削できる性能を有している。2007年9月からは、統合国際深海掘削計画(IODP)による最初の研究航海として「南海トラフ地震発生帯掘削計画」(南海掘削)を紀伊半島沖熊野灘において開始した。</p>
チムニー、熱水マウンド	<p>熱水に溶けている銅・鉛・亜鉛・鉄等の金属が低温の海水と反応して沈殿することにより形成されたもの。煙突状に突き出た高まりを「チムニー」、円錐状の高まりを「熱水マウンド」という。</p>
低潮線(ていちょうせん)	<p>干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。干出線(かんしゅつせん)ともいう。</p>
点源負荷対策(てんげんふかたいさく)	<p>家庭、工場などの特定可能な排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。汚水処理施設の整備、浄化槽の整備や下水道への接続率の向上などがある。</p>
天然ガスハイドレート	<p>天然ガスが水分子に取り込まれ氷状の固体(ハイドレート状態)になっているもので、-20°Cでその状態を維持できる。気体状の天然ガスよりも安全性が高い等のメリットがあり、採取された天然ガスを人工的にハイドレート状態にしたものが、新たな天然ガスの輸送・貯蔵媒体として期待されている。</p>
統合国際深海掘削計画(IODP)	<p>海洋科学掘削船を用いて深海底を掘削することにより、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした研究を行う国際プロジェクト。我が国が提供する地球深部探査船「ちきゅう」のほか、米国が提供するジョイス・レゾリューション号、欧州が提供する特定任務掘削船(MSP)の複数の科学掘削船を用い、科学目標を達成するための研究を行っている。(IODP: Integrated Ocean Drilling Program)</p>
特定貨物輸入拠点港湾	<p>ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進を図るため、一定の要件を満たす輸入拠点として機能を高めるべき港湾。2013年12月、小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定した。</p>
な行	
内航	<p>本邦の各港間の航海。</p>
二次元物理探査	<p>海底の科学的調査や資源調査において、探査船に搭載されたエアガンと呼ばれる音源から音波を発生し、受信器を着けたケーブルを用いて海底面や地層の境界に当たってかえってきた反射波を捉え解析することで地下構造を二次元的に把握する探査手法。</p>

表3 用語集

用語	説明
日本海洋データセンター (JODC)	国内の海洋調査機関によって得られた一定の海洋データを収集・管理し、国内外へ提供する機関。海上保安庁が運営している。(JODC: Japan Oceanographic Data Center)
日本型食生活	昭和50年代に実現していた食生活で、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。
熱水マウンド	「チムニー」の項を参照。
は行	
排他的経済水域	領海に接続する水域(国連海洋法条約第55条)。領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない(同条約第57条)。排他的経済水域における沿岸国の権利として、天然資源(生物・非生物資源)の探査、開発等の主権的権利、構築物等の設置・利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等を規定(同条約第56条)。向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために国際法に基づいて合意により行う(同条約74条)。
船用工業製品	エンジン、プロペラ(スクリュー)などの推進用機器、クレーンなどの荷役機械、レーダーなどの航海用機器、救命ボートなどの救命機器など、船舶を構成する機器類の総称。
発光ダイオード集魚灯	小電力で長寿命というメリットを持つ発光ダイオードを使用した、いか釣り漁船の集魚灯。燃費の大幅な節約による経営改善のほか、紫外線や騒音の解消による労働環境の改善、二酸化炭素等の排出抑制等の効果が見込まれる。
バラスト水	船舶を空荷で運航する場合等に、船体が不安定になるのを抑える等安全を確保するために、「おもし」として積載する海水。目的地に到着後、貨物等を積込む時に排出されるため、バラスト水に混入した生物が世界中に拡散し、本来の生息地ではない場所で大繁殖することにより生態系の破壊、経済活動への被害、人の健康被害等が発生させることがある。そのため、国際海事機関(IMO)では、船舶がバラスト水を排出する前に浄化処理することを求める「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」を2004年2月に採択した。 我が国においても、第186回国会において、同条約の締結が承認され、条約の実施に必要な国内法制の整備を内容とする「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第73号)が成立した。また、2014年10月に同条約を締結した。
非在来型の天然ガス資源	商業的に採取が可能な天然ガスに対して、効率的・採算的な採取が困難なことから、これまで商業的採取がされていない天然ガス資源をいう。メタンハイドレートの他に、頁岩に貯留されるシェールガス、石炭に吸着されるコールベッドメタンなどがある。
非特定汚染源	工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくい市街地、農地、山林等の負荷の発生源。
貧酸素水塊 (ひんさんすいはい)	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊。海域の底層において、富栄養化により増殖したプランクトンの死骸や海域に流入する有機物を分解する際に微生物が酸素を大量に消費することで、溶存酸素濃度が極端に低下する。水生生物が長時間接することで死滅する等の被害が出ることもある。
不審船に係る共同対処マニュアル	防衛庁(当時)と海上保安庁とが、平成11年12月に、不審船に係る具体的な連携について策定したマニュアル。平成11年3月23日に発生した能登半島沖不審船事案を受けて、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、自衛隊への海上警備行動の発令前後における役割分担(共同対処要領)などを規定。
フロンティア分野	「重点推進4分野」(特に重点的に研究開発を推進すべき分野)とともに第3期科学技術基本計画に位置づけられている、「推進4分野」(国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野)の一つ。本分野では、衛星による通信・測位、地球観測・監視等の宇宙利用、多様な資源・空間を有する海洋利用等により、国民生活の安全・安心と質の向上、経済社会の発展、我が国の総合的な安全保障や地球・人類の持続的発展などへの貢献を目指す。
便宜置籍船 (べんぎちせきせん)	船主が船籍を便宜的に外国に登録した船舶。税負担が少なく、船員関係の運航上の規制が緩やかで、賃金の安い外国人船員を雇用することができるパナマやリベリアなどの国に置籍される例が多い。

表3 用語集

用語	説明
<p>北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)</p> <p>ポート・ステート・コントロール(PSC)</p>	<p>海洋環境の保全のため国連環境計画(UNEP)が進めている地域海計画の一つ。日本海及び黄海を対象とし、1994年(平成6年)に日本、中国、韓国及びロシアの4カ国により採択された。その事務局機能を果たすRCU(地域調整ユニット)が、日本(富山)及び韓国(釜山)に2004年(平成16年)に設置された。(NOWPAP: NOOrthWest Pacific Action Plan)</p> <p>外国籍の船舶が入港した際、寄港国がその船舶に立ち入り、船舶の構造・設備、海洋汚染防止機器及び船員の資格要件並びに労働環境等が国際条約に適合しているかどうか検査する制度。</p>
<h2>ま行</h2>	
<p>みなとオアシス</p> <p>メタンハイドレート</p> <p>面源負荷対策(めんげんふかたいさく)</p>	<p>地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局長等が認定・登録したものをいう。</p> <p>低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子(天然ガス)が取り込まれ、氷状になっているもの。非在来型の化石燃料として将来の実用化が期待されている。また、我が国周辺の南海トラフ等にも、相当量の賦存が見込まれており、新たな国産エネルギー資源になりうるとして期待されている。</p> <p>市街地、農地など面的な広がりをもつ排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。路面の清掃や雨水の地下浸透促進、施肥量の適正化、農業用ため池の活用などがある。</p>
<h2>や行</h2>	
<p>予防的な対策</p>	<p>地球サミットにおいて採択されたリオ宣言の中で述べられた「予防的な取組方法(Precautionary approach)」では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避免的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的な取組方法が基本的な考え方となっている。</p>
<h2>ら行</h2>	
<p>ライザー掘削</p> <p>離岸堤(りがんてい)</p> <p>領海</p> <p>ロンドン議定書</p>	<p>海底の掘削孔から海面上の設備までを連結したパイプ(ライザーパイプ)の中をドリルパイプが通る二重管構造での掘削方法。ライザーパイプと噴出防止装置を用いて、泥水循環掘削(泥水で孔壁を保護し、地層圧力とバランスを取りながら行う掘削)を行うことで、掘削孔の崩れを防ぎ、より深くまで安定して掘削することを可能とする。</p> <p>波の勢いを弱めるため、あるいは海岸に砂を蓄えることを目的として、海岸から離れた沖合いに海岸線と平行に設置される構造物。</p> <p>領土若しくは内水又は群島国の場合にはその群島水域に接続する水域。沿岸国の主権が及ぶ。国連海洋法条約第3条では、「基線から測定して12海里を超えない範囲」でその幅を定める権利が認められている。我が国は、原則、基線からその外側12海里の線までを領海の範囲としている(領海及び接続水域に関する法律)。</p> <p>陸上において発生した廃棄物等の海洋投棄による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約の内容を改正・強化した議定書。廃棄物の海洋投棄を原則禁止するとともに、投棄可能な廃棄物についてもその環境影響についての事前の検討等を求めている。正式名称は「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」。1996年(平成8年)に採択、2006年(平成18年)に発効。</p>
<h2>アルファベット</h2>	
<p>AIS</p> <p>ASEAN地域フォーラム</p>	<p>「船舶自動識別装置」を参照。</p> <p>1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。毎年夏に開催される閣僚会合(外相会合)を中心とする一連の会議の連続体。①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。徐々にその参加国を拡大しつつ、平成22年4月現在では26カ国及びEUが参加している。</p>

表3 用語集

用語	説明
CUES	西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)参加国の海軍艦艇および海軍航空機が、洋上において予期せず遭遇した場合における安全のための手順、通信方法などを定めるもの(法的拘束力を有さず、国際航空規則や国際条約などに優越しない。)
EPA	「経済連携協定(EPA)」を参照。
GEOSS	「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」を参照。
ICRI	「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」を参照。
ILO海上労働条約	船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉、社会保障等に係る国際的な基準を確立することにより、船員の労働環境の向上及び海運における公平な競争条件の確保を図ることを目的とする、既存の60を超える条約等を統合した国際条約。対象範囲が広く、例えば、時間外労働を含めて1日14時間まで、7日間72時間までといった労働時間の限度等の具体的な基準や、寄港国が外国船舶に立ち入って条約の遵守について監督することを認めるといった執行面の規定が含まれる。2006年2月に採択、2013年8月に発効(日本は2013年8月に批准)。
IOC	「政府間海洋学委員会(IOC)」を参照。
IODE	「国際海洋データ・情報交換システム(IODE)」を参照。
IODP	「統合国際深海掘削計画」を参照。
IPCC	「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」を参照。
IMO	「国際海事機関(IMO)」を参照。
JODC	「日本海洋データセンター(JODC)」を参照。
MARPOL条約	「海洋汚染防止条約(MARPOL条約)」を参照。
NOWPAP	「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」を参照。
OECD	「経済協力開発機構(OECD)」を参照。
PSC	「ポート・ステート・コントロール(PSC)」を参照。
PSI	「拡散に対する安全保障構想(PSI)」を参照。
ReCAAP	「アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)」を参照。
SIP	「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を参照。
SOLAS条約	「海上人命安全条約(SOLAS条約)」を参照。
TAC	「漁獲可能量(TAC)制度」を参照。
TAE	「漁獲努力可能量(TAE)制度」を参照。
WCRP	「世界気候研究計画(WCRP)」を参照。
WTO	「世界貿易機関(WTO)」を参照。

表4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに成立した法律・政令

府省	局	名称	概要	公布	施行
国土交通省	港湾局	港湾法の一部を改正する法律	国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、大規模地震発生時における船舶の交通を確保するため、耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等の改良に要する資金について、無利子貸付制度を創設する措置を講ずる。	平成26年 5月1日	平成26年 7月1日
国土交通省 農林水産省	水管理・国土 保全局 港湾局 農村振興局 水産庁	海岸法の一部を改正する法律	防災・減災対策の強化及び適切な海岸管理を進めるため、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等を海岸保全施設に位置付けるとともに、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設、水門・陸閘等に関する操作規則等の策定の義務付け及び操作従事者等に対する損害補償規定の整備等の所要の措置を講ずる。	平成26年 6月11日	平成26年 8月10日 平成26年 12月10日
法務省	入国管理局	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律	クルーズ船入港時の入国審査手続を迅速・円滑化し、観光立国の推進に寄与するため、クルーズ船の外国人乗客を対象とする新たな特例上陸許可である船舶観光上陸許可制度を創設。	平成26年 6月18日	平成27年 1月1日
国土交通省 環境省	総合政策局 海事局 水・大気環境 局	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出禁止、処理設備の設置義務付け等の所要の措置を講ずる。	平成26年 6月18日	一部の規定を除き、条約が我が国について効力を生ずる日 (未施行)
国土交通省 環境省	総合政策局 海事局 水・大気環境 局	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行う。	平成26年 9月3日	一部の規定を除き、条約が我が国について効力を生ずる日 (未施行)
内閣官房 外務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	総合海洋政策 本部事務局 国際法局 水産庁 資源エネルギー 庁 海上保安庁	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令	大陸棚限界委員会から大陸棚延長を認める勧告を受けた海域のうち、条件が整った四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域について延長大陸棚を定める。	平成26年 9月12日	平成26年 10月1日
農林水産省 国土交通省 国家公安委員会(警察庁)	水産庁 海上保安庁 生活安全局	外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律	我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する。	平成26年 11月27日	平成26年 12月7日